

各刑事施設視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和4年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	R5. 2. 16	職員の被収容者に対する言動について、令和4年度も令和3年度と同様に多くの苦情が寄せられていることから、被収容者の人権を尊重するとともに、より効果的な職員に対する不祥事防止研修の実施を要望する。	令和4年度は映像記録検証及び職員研修を実施し、被収容者に対する人権意識及び違法精神の再確認を行ったが、新たな不祥事案を生じさせないため、令和5年度も定期的に実効性のある研修を実施してまいりたい。
2	札幌刑	R5. 2. 16	被収容者が体調不良を訴えても、担当刑務官が適切に判断できないことから、円滑な医師による診療が実施されていないと史料される。刑務官に対する医療に関する教育の充実を要望する。	工場等において、各担当看護師又は准看護師が定期的に巡回し、被収容者の症状等を確認して医師に報告し、医師の判断により対応しているところ、被収容者が体調不良を訴えた場合、担当刑務官等が本人の様子を観察して看護師に連絡することになるが、看護師に適切に説明することができるように、刑務官に対する基本的な医療に関する教育の充実にも努めてまいりたい。
3	札幌刑	R5. 2. 16	一部の被収容者から病棟が不衛生であると指摘されていることから、新型コロナウイルス感染症予防を含め、全ての感染症対策を行うとともに、適切な衛生管理を要望する。	病棟は衛生係に指定された受刑者に定期的に清掃させ、その清掃状況を職員が確認しており、不衛生な状態とは認められないが、清掃実施箇所について職員の確認を更に徹底するなどして、引き続き衛生管理に努めてまいりたい。また、新型コロナウイルス感染症については、接種を希望する被収容者にワクチン接種を実施しているほか、職員についてもマスク着用や手指消毒を徹底させているところ、引き続き感染症対策及び衛生管理に努めてまいりたい。
4	札幌刑	R5. 2. 16	被収容者の社会化の成功例等の情報提供を要望する。	今後、視察委員会に対し、受刑者感想文の内容を整理して提供する。
5	札幌刑	R5. 2. 16	優遇措置の評価基準について、被収容者の能力や資格試験の合格のみならず、生活態度も考慮要素となっているものと思料される。優遇措置の評価対象を明確化した上で、被収容者に周知することを要望する。	優遇措置の評価基準について、担当職員から、日常生活等の態度（基本態度、対人関係、生活意欲）、賞罰の状況及び刑事収容施設法第30条の目的を達成する上で有用な資格の取得状況、各種指導への取組状況を総合的に判断することを受刑者に対して周知し、受刑者の意欲の喚起を図る。
6	札幌刑	R5. 2. 16	刑務官による被収容者に対する説明が、一般的に紋切り型になっていることが危惧される。法令の運用につき、その運用の背景にある理由について被収容者に対し十分に説明し、理解を得ることを要望する。	刑務官による被収容者に対する説明について、被収容者の理解度に応じて個別に説明するなどして対応しているが、引き続き被収容者が理解できるよう努めてまいりたい。
7	札幌刑	R5. 2. 16	札幌弁護士会が運用を開始している「よりよい弁護士制度」と連携し、再犯防止に取り組むことを要望する。	札幌弁護士会による「よりよい弁護士制度」について、試行期間から現在に至るまで被収容者の意向を最大限尊重しながら希望・申出に対応しており、今後も、被収容者の社会復帰支援の要の一つとして一層の連携を進め、再犯防止策の充実強化に努めてまいりたい。
8	旭川刑	R5. 4. 10	物価上昇への対応として、節制をする必要があるとしても、被収容者の人権に配慮した慎重な判断をされたい。	今後も物価上昇に伴い、節制が必要になるものと思料されるが、実際の外気温に注視し、冷暖房の設定温度を柔軟に対応するなど、被収容者の人権に配慮した上で、慎重に判断して施設運営を行うこととしたい。
9	旭川刑	R5. 4. 10	職員に対する人権教育の徹底を維持されたい。	職員に対して人権意識向上に関する研修を引き続き継続していくこととしたい。
10	帯広刑	R4. 7. 5	自弁で購入することができるクリーム類について、現在購入できるメーカー以外のクリームも購入できるよう検討されたい。	令和4年10月から、他のメーカーのクリームも取り扱うこととした。
11	帯広刑	R4. 9. 20	優遇集会時の菓子や飲料を選択できるよう検討されたい。	納入事業者等と検討した結果、菓子については対応が困難であるものの、飲料については令和5年1月から選択できるようにした。
12	帯広刑	R4. 11. 15	布団を2年で交換するか、綿の打ち直しをするよう検討されたい。	被収容者から寝具交換の申出があれば、職員が損耗の程度を確認した上で対応し、申出がない者についても、おおむね2年を目安に交換している。
13	帯広刑	R5. 1. 17	優遇集会時の会話を許可するよう検討されたい。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、菓子を喫食中の会話は禁止しているが、テレビ視聴時は会話を認めている。 なお、新型コロナウイルス感染症への対応は、感染拡大防止と処遇の正常化とのバランスを見極めながら検討を続けていく。
14	帯広刑	R5. 1. 17	被収容者から、「物価が上がっているので集会菓子や優遇区分一類の食品購入限度額を上げてほしい。」旨の要望があるところ、平成19年5月30日付け法務省矯成第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」の発出から15年が経過し、社会情勢が変化しているため、上級官庁に対し、同依命通達の自弁購入の上限額について見直しを求める旨を報告されたい。	令和5年2月9日、上級官庁へ報告した。
15	帯広刑	R5. 1. 17	被収容者から、刑務官の喫煙の残り香に対する苦情が出ており、対策を求める。	衣類等にタバコの匂いが残らないよう配慮することを検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
16	帯広刑	R5. 1. 17	刑務官は喫煙率が高いと聞き及んでおり、国家公務員健康増進等基本計画に則り、禁煙希望者に対し禁煙外来の受診を勧める等、禁煙サポートを推進することを検討されたい。	禁煙希望者の禁煙サポートについての取組を検討する。矯正職員の健康保持等に係る総合対策（コーヘルズ・プラン）に基づく相談窓口を各施設等に設置し、職員の心身の健康保持のため必要に応じて助言及び情報提供等を行っているところ、引き続き、職員の健康保持に努めてまいりたい。
17	帯広刑	R5. 3. 7	被収容者から、「男子受刑者も化粧水類の自弁購入を許可してほしい。」旨の要望があるところ、男女共同参画や、性的指向・性自認に基づく差別の解消といった国の方針に照らし、上級官庁に対し、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）に定める性別に基づく取扱いの差異について、見直しを求める旨を報告されたい。	令和5年3月27日、上級官庁へ報告した。
18	網走刑	R4. 6. 27	本の郵送宅下げ時、段ボール内に隙間があるので、宅下げができる本の冊数制限を30冊から増やしてほしいという意見があるので検討されたい。	書籍の郵送交付について、頂いた御意見を踏まえ、改善を検討する。
19	網走刑	R4. 8. 23	理髪の際に長さが指定されてしまうので選択できるようにしてほしいという意見があるので検討されたい。	当所の理髪は、規定に基づき、原型刈り（2ミリの丸刈り）、前五分刈り（16ミリ、7ミリ及び2ミリの3種類の刃で調整）及び中髪刈りの3種類で実施している。中髪刈りは、釈放前の調整である。工場によっては、理髪係が前五分刈りを実施する技術を習得しておらず、原型刈りのみの調整を実施している。
20	網走刑	R4. 8. 23	布団乾燥が実施されていないので改善してほしいという意見があるので検討されたい。	被収容者の布団等の乾燥は、清掃工場が各収容棟別に敷布団、掛布団、毛布及び畳を種類別に順転で乾燥しているが、当時は新型コロナウイルス感染症対策により工場の稼働が停止するなどし、布団乾燥の順転が遅れていた。 なお、現在は、同感染症対策が緩和されたこともあり、従前どおり、各収容棟別に順転で布団等の乾燥を実施しており、遅延等の状況は改善している。
21	網走刑	R4. 10. 12	自弁の書籍の閲覧票を外す際、閲覧票が付いていた箇所が破れてしまうので、のり付けでないものに変更してほしいという意見があるので検討されたい。	書籍の所有者を明らかにし、反則行為を防止する観点から閲覧票の貼付は必要であるが、提出された意見も踏まえ、液体のりの使用量を最小限にするなど、可能な限り貼付痕が残らないように配慮していくこととしたい。
22	網走刑	R4. 10. 12	優遇集会の甘味品の購入金額を上げてほしいという意見があるので検討されたい。	優遇区分に基づくし好品は、調達によって購入額の合計額が500円を超えない範囲内において品名及び数量を定めるように規定されており、当所独自で購入金額を上げることはできないが、昨今の物価の高騰のなかで、当所でもできる限り選択制を導入することや過去半年間と同様の物はなるべく採用しないなど、配慮した対応をしている。
23	月形刑	R4. 6. 20	作業報奨金の所内使用について、「受刑者所内生活の心得」の記載では、申請すれば必ず認められると受け取られかねないので、同心得の記載内容を検討されたい。	令和4年9月22日付けで「受刑者所内生活の心得」に係る達示を一部改正し、同心得を差し替えて周知を図った。
24	月形刑	R4. 6. 20	社会貢献として献血をしたいとの意見があるので、実施について検討されたい。	献血実施のための体制の確保に課題があるほか、侵襲を伴う行為を、矯正施設内において実施することは、被収容者の同意があったとしても、法令上困難である。
25	月形刑	R5. 3. 20	受刑者からの意見・提案書に、職員の状態について不平を述べる内容が一定の頻度で認められることから、被収容者の人権を尊重した適切な受刑者処遇を徹底されたい。	職員に対して人権意識向上に関する研修を引き続き継続していく。
26	月形刑	R5. 3. 20	他の刑務所において認められている貸与品が当刑務所では認められないという場面があるので、被収容者に貸与できる物品については、全国的に統一できる取扱いとなるよう対応されたい。	被収容者への貸与物品等については、収容状況や当所の地域性等を考慮して運用しているところである。他施設の状況や運用等に関することは当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
27	函館少刑	R5. 3. 27	面会について、同性のパートナー及び内縁者も刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第111条第1項第1号と同等の対応を行うよう同項第2号及び第3号並びに同条第2項該当性判断の際に工夫することを要望する。	同性のパートナー及び内縁者の面会の可否判断については、今後も法令に基づき適正な運用をする。
28	函館少刑	R5. 3. 27	運動や将棋等のレクリエーション・娯楽について、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の運用状況に戻すことを要望する。	新型コロナウイルス感染症対策として中止していた運動や将棋等のレクリエーション・娯楽については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や法令上の取扱いの変更等を踏まえ、今後、再開していく方向で検討する。
29	青森刑	R5. 3. 22	優遇区分の評価において、公費による通信教育の資格取得が評価の加点事由となり、私費によるものは加	受講者が費用の全部を負担する通信教育による資格取得についても、その内容に応じて、有用かつ取得

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
			点事由としない運用となっているところ、私費によるものを加算評価した場合には資力による格差が生ずることも考えられるが、一定程度加算評価の対象とすることを要望する。	が困難と認められる資格を取得した場合や刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第30条の目的を達成する上で有用な資格を取得した場合に、優遇区分の評価を行う上での加算を検討することとしたい。
30	青森刑	R5. 3. 22	冬季期間において居室内作業を行う際に、手袋や毛布の使用を認めても作業に影響がないものと思われるため、対象者から希望があった場合には、手袋や毛布など寒さをしのぐための物品を貸与することを要望する。	冬季期間中においては、工場及び居室棟廊下にストーブを設置し、稼働させているところ、工場就業員に対して就業中の膝掛け毛布、手袋の使用を認めていないため、居室内作業に従事している者に対しても同様の取扱いとしており、現在の運用を継続する。 なお、同期間中、居室内のパネルヒーターを朝夕30分間稼働させているほか、チョッキ、メリヤス、冬用靴下、毛布を増貸与するなど、採暖に必要な措置を講じており、毛布については、余暇時間及び矯正指導日の日中、膝掛け毛布として使用することを認めている。
31	青森刑	R5. 3. 22	居室棟廊下に設置された暖房機器から居室内に十分な暖気が届いておらず、室温が確保されていない可能性があるため、居室内に温度計を設置するなどして、実際に居室内に暖気が届いているか確認するなど、室温の管理を徹底することを要望する。	採暖機器の使用方法については、適正な室温となるよう管理を徹底しているところ、今後も室温管理を適切に行っていく。
32	青森刑	R5. 3. 22	昼夜間単独室における食事時間について、十分な食事時間が確保できるよう配慮を求める。	昼夜間単独室では、職員の指示の下、衛生係である懲役受刑者が配膳及び喫食後の食器の回収を行っているところ、食器の回収を行う前に、食事が全て喫食されているかどうかを職員が確認し、その後、衛生係である懲役受刑者に食器を回収させており、喫食が終了するまでの食事時間が確保されているため、現在の運用を継続する。
33	宮城刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症に対しては、依然として注意が必要であり、引き続き、科学的な見地に基づき、適切な対策を講じるよう、また、職員や新規入所者の体調管理について特に配慮するよう求める。	上級官庁等の指針等に基づき対策を講じているほか、医師の意見等を踏まえた必要な感染対策を実施しており、引き続き、適切な感染対策を実施してまいりたい。
34	宮城刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策としての過度な換気は、気温によっては被收容者の体調悪化を招くことも予想されるため、窓等については常時開放を行うことなく、また、入浴時における換気は交代時に行う等、被收容者の体調に影響が生じないように配慮するよう求める。	上級官庁等の指針等に基づき建物内の換気を行っているところであり、引き続き、被收容者の体調管理に配慮し、適切に実施してまいりたい。
35	宮城刑	R5. 3. 31	職員が意見・提案書の内容を把握しているのではないかと被收容者の懸念を払拭し、また、意見・提案書を誰が投かんしたのか職員が確認できないよう、例えば、提案箱を一定の場所に固定し、容易に移動できないようにする等した上で、委員会開催時のみ、提案箱を委員の面前に持参する等の方策をとることを検討されたい。	提案箱は所要箇所固定して設置し、視察委員会開催時のみ固定設置場所から取り外して視察委員会会場へ持参する取扱いとしているところ、設置箇所を見直し、病棟・西地区にも新設することとしたい。 なお、被收容者の中には、自ら居室で投かんしたい旨申し出る場合があり、その際には適宜、提案箱を移動して投かんさせることもある。
36	宮城刑	R5. 3. 31	被收容者に対しては、所内生活の心得により、施設内での生活の規律が周知されているところ、被收容者の行為については、「何をしようか」ではなく、「何をしないか」を明示し、被收容者への十分な周知を行うことを求めるとともに、懲罰手続に関しては、何をすればどのような懲罰が科されるかを明示することを求める。	所内生活における懲罰の対象・内容については、「受刑者遵守事項」を定めて、各収容居室ごとに備え付けて周知しているところであり、引き続き、規律維持に伴う適正手続に留意してまいりたい。
37	宮城刑	R5. 3. 31	面接時に宗教関連書籍の携行を不許可にしたことなど、被收容者にとって不利益となる処分等を行う際、処分等の理由について、被收容者に対する職員の説明が不十分である印象を受けるため、判断の適否はともかく、処分等の判断に至った理由を被收容者に対し十分に説明するよう求める。	被收容者に対して不許可処分等を行う際には、不許可処分等の告知に併せて、その理由についても説明を行っており、引き続き、処分理由の説明を含めた適正手続に留意してまいりたい。
38	宮城刑	R5. 3. 31	給食においては、引き続き不平等・不公平を未然に防止する方策をとるとともに、法令等に定められた被收容者の摂取カロリー、栄養素の基準を満たし給与するよう努められたい。	給食時の不公平等を防止するため、給与前に職員が給与量を確認しており、また、給食に関する給与熱量及び栄養素については、各種法令等に基づき適正な給食を行っているところであり、引き続き、食材調達・献立・調理及び衛生管理等を含め、安定した給食に留意してまいりたい。
39	宮城刑	R5. 3. 31	食料品や光熱水料等の被收容者の生活・生命維持に必要なものに係る経費については、物価上昇の状況を踏まえ、必要な予算の確保に努められたい。	頂いた御意見については、当所限りで判断することはできないため、上級官庁に報告することとしたい。
40	宮城刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中断していた刑務所見学について再開を検討され、見学等のイベントの開催に当たっては、ウェブサイト等を用いるなどして広報し、参加対象者を近隣住民に限らず、学校など広く一般に公開することも検討されたい。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下、一般的な見学等の実施が難しい状況にあったところ、刑事施設の現況を分かりやすく説明する資料や方法を工夫する等して、効果的な広報を検討し、実施してまいりたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
41	宮城刑	R5. 3. 31	令和4年度の意見書において、取調室内において反則行為の調査が行われる際、調査中は録音・録画ができるような体制を作ること、意見・提案書の様式に関し、書ききれない場合は裏面を利用することなどを付記することについての検討を求めたことについて上級官庁に報告するとの回答を得ていたが、現段階で上級官庁において検討がなされているのか否かは明らかでないため、改めて検討されることを求める。	頂いた御意見については、当所限りにおいて判断することはできないところ、令和5年度においても上級官庁に報告することとした。
42	宮城刑	R5. 3. 31	令和4年6月に改正刑法が成立、公布され、施行まで2年程度しかないと、今後、受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を行うため、刑務所の職員の意識改革と施行までの工程表の作成及びそれに基づいた必要な研修の実施を求める。	現在、刑法等の一部を改正する法律の適切な施行に向けた準備として、宮城刑務所内の準備会・ワーキンググループを設置して検討しているところであり、今後の職員等に対する所要の研修を実施し、習熟を進めることとしている。
43	秋田刑	R5. 3. 28	食事について、一般的な内容・量・メニューに対する希望があるが、予算及び規則等を考慮し、希望に添えるよう配慮することを要望するとともに、食事の給与量について差がないように注意して給与することを要望する。	食事の内容については、給食アンケートを実施するなどして被収容者の意見・希望を動案した献立作りを行っている。食事の量については、適切に配分するとともに、汁物の量については正確に測り給与することを徹底している。
44	秋田刑	R5. 3. 28	テレビ・ラジオ視聴について、今後もできる範囲で被収容者の希望に添うよう要望する。	今後も可能な限り被収容者の希望などを参照して、内容等を決める運用を行うこととした。
45	秋田刑	R5. 3. 28	室温管理について、特に冬季については、できる範囲での調節を要望する。	採暖機器の使用方法については、適正な室温となるよう管理を徹底しているところ、今後も室温管理を適切に行っていく。
46	秋田刑	R5. 3. 28	職員の言動等について、一部の被収容者から不満があったため、職員に対して、更なる研修・教育を継続することにより、被収容者の人権を考慮し、改善できることは改善し、不満や行き違いが少なくなるよう要望する。	職員不祥事防止研修等を繰り返し実施しているところ、今後も職員に対して、発言や行動についての研修を適時適切に実施していく。
47	秋田刑	R5. 3. 28	新型コロナウイルス感染症について、施設内感染により対応に苦慮されたということであるが、今後も注意をするよう要望する。	新型コロナウイルス感染症対策を見直し、ウイルスを持ち込ませないよう、基本的な対応について更に周知徹底し、感染拡大防止のための対策を継続していく。
48	山形刑	R5. 3. 20	被収容者から、医師が被収容者を見下したような言動をし、十分な診察や説明をせず、必要な治療や投薬をしていないとの指摘がある。医師が被収容者に対して行っている医療の実情を調査し、その質を改善するための措置を採ることを求める。	医師の言動等について調査した結果、御指摘の事実は確認されなかったものの、診療を受ける者に対して、治療方針等を丁寧に説明し、その理解を得ることは治療上も重要であることから、引き続き丁寧に説明を行うとともに、必要な治療を適切に行っていく。
49	山形刑	R5. 3. 20	職員の被収容者に対する言葉遣いや態度等が不適切であるとの意見が寄せられている。職員の被収容者に対する言葉遣いや発言内容の適否等に関し、外部講師を招いた研修を実施すること等により、被収容者に対する言動等の適切な在り方が、全ての職員によって共有されることを求める。	令和4年度において、人権意識及び遵法意識向上のための研修を実施しているところ、今後は、外部講師を招いた研修の実施も検討することとする。
50	山形刑	R5. 3. 20	職員や被収容者の中に新型コロナウイルス感染症の感染者が出ている。今後も、必要な感染対策の実施や、感染者が出た際の対処への取組を続けるとともに、感染防止のために隔離が行われた被収容者が、入浴、食事、運動、新聞の閲覧等において被る不利益をできるだけ少なくするよう十分に配慮されたい。	新型コロナウイルス感染症予防対策の基本方針が変更となったが、高齢の被収容者も収容されているため、引き続き、感染拡大防止のため、職員、被収容者ともにマスクを着用するなど、感染防止対策を継続していく。また、新型コロナウイルス感染症に感染し、隔離の措置を講じた被収容者については、引き続き、感染拡大防止の観点から踏まえつつ、処遇内容の見直しを含む環境改善を図っていく。
51	山形刑	R5. 3. 20	被収容者から、食事の量や質に対する不満や要望が出されている。アンケートの実施やその結果を食事に反映させることを続けることにより、被収容者の目に見える形で改善を図り、食事の満足度が向上するよう努めてもらいたい。	令和4年度中に、被収容者に対する食事に関するアンケート調査を実施し、その結果を周知するとともに、可能な限り献立にも反映したところであり、今後も継続していく。
52	山形刑	R5. 3. 20	被収容者から、配膳が不平等であることや、食事の配分の方法が不衛生であることを指摘する意見も出されている。職員による確認を徹底し、食事に関する不平等や不衛生な状況が生じないようにされたい。	配膳は、係である懲役受刑者が手指の洗浄と消毒を行い、白衣、帽子、マスク及び衛生手袋を着用した上、職員が立会して確認しながら平等に実施しており、今後も継続していく。
53	福島刑	R5. 3. 20	被収容者の死亡案件の経緯や問題点について徹底した検証を行い、実効的な再発防止措置を図るべきである。	同室者による暴行による死亡が疑われた事案の発生直後から、当所司法警察職員による捜査を実施するとともに、所内において検証作業を行い、必要な措置を講じたが、引き続き、再発防止に向けて効果的な職員研修等の実施など、各種取組を重ねていく。
54	福島刑	R5. 3. 20	職員は法令を遵守し、被収容者に対して良識ある公正な態度で向き合うべきである。	職員に対しては、常に被収容者の人権を尊重した処遇を徹底するよう指導しているが、引き続き、研修等を実施して注意喚起を行い、被収容者への不適正処遇の根絶を図っていく。
55	福島刑	R5. 3. 20	職員を増員し、被収容者一人一人の人格を尊重し、改善更生に向けた丁寧な働き掛けができる体制を整えるべきである。	頂いた御意見については、当所限りで対応できる内容ではないため、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
56	福島刑	R5. 3. 20	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す一方、同感染症の5類への移行やマスク着用の自由化を踏まえた対策を検討すべきである。	上級官庁等の指針や地域の感染状況を踏まえた柔軟な対応を検討しつつ、必要な感染症対策を講じていく。
57	福島刑	R5. 3. 20	精神疾患を抱える被収容者や高齢の被収容者らの増加を踏まえ、質・量ともに十分な医療体制を整えるべきである。	各医療スタッフのスキルアップを図るとともに、地域の医療機関との協力体制を構築するなど、今後とも医療体制の強化に努めていく。 なお、医師等の増員に係る御意見は、上級官庁に報告する。
58	福島刑	R5. 3. 20	自弁物品の中に、市中で販売されている同種の製品より高価なものがあるため、改善を検討すべきである。	当所では、自弁物品購入の指定事業者として、全国的な公募により適正に選定された事業者を指定しており、その価格についても基本的に全国統一とされていることから、当所限りで対応できる事柄ではないため、頂いた御意見を上級官庁に報告する。
59	盛岡少刑	R5. 3. 24	職員の言動に関する意見・提案書の投かんが散見され、貴所からは、問題のある発言は確認されなかったとの回答を随時受けているが、不適切発言がないよう引き続き指導監督を徹底するほか、人権擁護に関する研修を強化して職員への啓蒙を図るとともに、防犯カメラの増設や監督体制の強化など、不当な人権侵害が発生しないよう具体的かつ十分な対策を可及的速やかに実施するよう求める。	職員に対し、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、各種研修・教育を通じて、引き続き指導していくとともに、被収容者に対する不適切な言動等を防止するため、居室棟勤務を行う職員にウェアラブルカメラを装着させ、勤務状況を録画・検証するなど、監督体制を強化している。
60	盛岡少刑	R5. 3. 24	別の被収容者から暴行を受けた旨の意見・提案書の投かんがあったため、巡回等を適宜実施するなどして、同様のトラブルが発生しないよう対応を求める。	職員は、頻繁に居室・工場等を巡回し、被収容者の動静に異状がないか確認するとともに、被収容者間のトラブル等を発見した際には、直ちに必要措置をとっており、引き続き、適切に巡回等を実施していく。
61	盛岡少刑	R5. 3. 24	これまでも食事については、食事の量の差があるなどといった意見・提案書の投かんが続いており、その都度、貴所からは、不正の事実はない旨の回答があったが、引き続き、食事の量の不正等が行われないよう監督を求める。	職員が立会の上、個々に配分される食事の量を確認しており、食事の量に差はないと認識しているが、引き続き、食事量の不正が行われないよう、厳格に監督する。
62	盛岡少刑	R5. 3. 24	医師の診療を受けたい旨申し出たところ、認められなかったという趣旨の意見・提案書の投かんが複数確認されているが、必要に応じて受診させるなど、適切な医療へのアクセスができないという事態が起きないよう、適切な対応を求める。	医師による診療を希望する者については、看護師や准看護師が綿密に症状を確認し、その症状等を医師に報告の上、医師が必要な指示を行っているものであり、今後も医師が必要、緊急性等を判断の上、時期を逸することなく診療を実施する。
63	盛岡少刑	R5. 3. 24	令和4年度も視察委員会ニュースを発行したが、引き続き、掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのニュースを各居室へ備え付けるよう求める。	全ての視察委員会ニュースを被収容者の各居室に備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続していく。
64	盛岡少刑	R5. 3. 24	貴所における「釈放時アンケート」の分析結果について、毎年、当視察委員会へ報告されたい。	令和2年度及び令和3年度の釈放時アンケートの分析結果は、令和5年5月18日に開催された第1回視察委員会において報告した。令和4年度分については、公表され次第、速やかに報告する。
65	水戸刑	R5. 3. 31	名古屋刑務所における暴行・不適正処遇事案を受けて、人権意識等向上に係る研修を実施されているところ、今後も各種研修を通じて、不適切な処遇がなされないよう最大限の配慮を要望する。	引き続き各種研修を通じて、不適切な処遇がなされないよう対策を実施する。
66	水戸刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症について、5類変更後も対策を引き続き行い、被収容者へのワクチン接種も可能な限り促進するよう要望する。	引き続き、感染対策を行い、接種を希望する被収容者へのワクチン接種も促進していくこととする。
67	水戸刑	R5. 3. 31	水戸・土浦両拘置支所の施設の老朽化が顕著であるため、改修や建替え等を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
68	水戸刑	R5. 3. 31	平時から被収容者の体調や動静の把握を適切に行い、病気による体調不良等があった場合には、速やかな医療措置や病院移送を実施するよう要望する。	被収容者の体調不良があった場合、看護師等が確認して医師に報告し判断を仰いで対応しているほか、症状によっては直ちに外部医療機関へ緊急搬送するなど、適切に対応しているところ、引き続き被収容者の健康管理等に努めたい。
69	水戸刑	R5. 3. 31	自殺事案が発生することのないよう、被収容者の動静把握に努めるなど、配慮を要望する。	引き続き被収容者の動静把握に努め、自殺事案の未然の防止に努めたい。
70	水戸刑	R5. 3. 31	熱中症等の暑さ対策を講じ、万が一にも死亡事故等が生じないよう対応を要望する。	引き続き被収容者の熱中症予防対策を講じていく。
71	栃木刑	R5. 3. 31	提案箱が屋外運動時間に限って屋外運動場に複数設置されているところ、令和4年度は感染症感染拡大の時期に屋外運動が中止されて投かん機会が顕著に失われた。 今後も屋外運動中止の長期化する事態が生じると、これにより、意見・提案書の投かん機会の減少が想定されるため、そのような場合の意見・提案書の投かん機会の維持に向けた対応策を検討されたい。	屋外運動場の提案箱を入浴場に移設する等の試行的な運用を行ったが、新型コロナウイルス感染症対策としての入浴回数の制限等の事情により、投かん機会の維持につながらなかったため、今後も対応について検討を行う。
72	栃木刑	R5. 3. 31	施設での対面での会議以外に開催方法の選択肢がないため令和4年度は感染症の拡大により視察委員	開催方法の代替策について検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			会が開催できないことがあった。視察委員会の開催方法について、施設での対面方式での会議開催に代わる方法を早期に策定されたい。	
73	栃木刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症感染対策として工場閉鎖、屋外運動・入浴・洗濯の中止、通常の医務診察の不実施等の対策をしたところ、被収容者の心身の健康等に大きな影響を及ぼすことから、今後の同様の事態となった場合に備え、より適切な対応策を検討されたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、医師、関係機関等と相談しながら対応するとともに、今後も被収容者の適切な健康管理に努める。
74	栃木刑	R5. 3. 31	職務の過重負担や職場環境が原因で職員が心身の健康を損ねていないか注意を払い、落ち着いて長く働ける職場環境作りに努められたい。	幹部職員等による助言相談、メンタルヘルス相談員やメンター制度の活用、若年職員の勤務配置の見直し、職員家族を含めた相談など、働きやすい職場環境作りに努めている。
75	栃木刑	R5. 3. 31	症状を申告しても治療や投薬がない等、医師の対応への苦情が見られることから、医師等の事務の効率化を図るなどして、安定的な診療体制が持続されるよう求める。	受診の申出や急な体調不良等については適切に対応をしているところ、今後も業務の効率化を図り、安定的な診療体制の維持に努める。
76	栃木刑	R5. 3. 31	居室や工場の暑さ・寒さ対策について、建物改築やエアコン設置による抜本的な解決を要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
77	栃木刑	R5. 3. 31	居室の畳について、カビによる健康被害の訴えも見られることから、フローリングへの改装や畳交換の実施による早期の解決を求める。	畳交換については、予算上可能な範囲で計画的に実施しているが、老朽化が著しい箇所も認められるため、引き続き予算要望を行う。 なお、カビ等で汚損された居室がある場合には、清掃後に使用させる取扱いとしている。
78	栃木刑	R5. 3. 31	土日祝日の郵便配送がなくなり、木曜日に発信する被収容者の郵便物の到着が遅くなる不利益が発生するため、発信曜日の指定を定期的に変更すべきである。	工場ごとの発信日の順転について今後も検討を進める。
79	栃木刑	R5. 3. 31	解凍不十分な食事が給与された例があったため、温度管理や提供方法等の見直しをされたい。	冷凍食品の支給方法について、解凍方法や加熱調理方法の見直しを行った。
80	栃木刑	R5. 3. 31	生活習慣の変化や被収容者の属性の傾向等を踏まえ、次の物品について自弁物品への追加を検討されたい。 ①スプーン、②歯周病予防の薬用ハミガキ、③1枚100円程度の安価なクリスマスカード、④シャンプー等消耗品の詰替用パック、⑤色鉛筆・カラーペン	訓令で規定される自弁物品については、追加を検討することとし、その余の物品については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。 なお、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
81	栃木刑	R5. 3. 31	物価の高騰への当面の補完的対策として、調達先を多様化し柔軟に活用させる運用の推進を提言したい。 また、被収容者の支出で賄う菓子購入額は、物価高に見合う水準への増額改定が必要である。これには予算措置を要しないので規定の変更による早期の対応を要望する。	食材等や修繕費等の物価高騰により、被収容者に影響を及ぼしていることは事実である。 これらの購入や費用の支払いに当たっては、市場価格を考慮しながら、より安価なものを購入等しているが、被収容者の処遇に影響を及ぼさないよう特に留意しており、提言等を踏まえながら慎重に対応を検討する。
82	喜連川セ	R5. 3. 24	センター内の監視カメラ映像の保存期間について、少なくとも2～3か月程度とするよう設備の充実を検討されたい。	今後、予算状況等を踏まえ、設備の充実を検討する。
83	喜連川セ	R5. 3. 24	冬季の居室内温度に対する意見があるため、暖房をつけた後の日中の気温のみの計測だけでは調査不十分であることから、最も冷え込む時間帯で計測も検討されたい。	夜間、早朝等に視察委員会の指定した居室を測定することを検討する。
84	前橋刑	R4. 12. 1	U型のホルダータイプのデンタルフロスの使用を認めるべきである。	訓令で規定されていない物品であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
85	前橋刑	R5. 2. 16	医師及び保健助手の確保・増員を推進し、常勤医の専門外の科目についても、診療日を多く確保されたい。	各医療スタッフのスキルアップを図るとともに、地域の医療機関との連携体制を構築し、今後も医療体制の充実強化に努める。なお、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
86	前橋刑	R5. 2. 16	被収容者への薬の交付時に効能や副作用など十分な説明を行われたい。	薬については、医師が症状に応じて必要量を処方し、用法、用量、効能及び副作用を適切に説明するなど、インフォームド・コンセントを前提とし、適切に実施している。
87	前橋刑	R5. 3. 31	建物の老朽化が進んでいるため、建て替えを進められたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
88	前橋刑	R5. 3. 31	更なるエアコンを導入の上、電気料金を確保し、温熱環境を改善願いたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
89	前橋刑	R4. 6. 21	刑務官の言葉遣いや態度に関する研修・指導を今後も継続的に行われたい。また、苦情が複数出ている職員については、勤務状況を適宜確認し、指導を行うといった対応を引き続き行われたい。	受刑者の人権を十分に尊重した対応を引き続き職員に指導していく。また、苦情が複数出ている職員がいた場合は、幹部職員が巡回視察する際に特に注意して勤務状況を確認していく。
90	前橋刑	R5. 3. 31	食事について、今後も工夫の余地がないか検討され	食事に関しては、嗜好調査の結果を踏まえつつ、改

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			たい。	善を図っている。
91	前橋刑	R5. 3. 31	食事に係る予算の増額を上級官庁に働き掛けられたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
92	前橋刑	R4. 8. 23	受刑者の昼休憩時間について、昼食後すぐに就業していることから、休憩時間を30分間確保されたい。	作業時間確保のため、休憩時間を20分間と定め運用しているところ、時間を増やすことについて検討する。
93	前橋刑	R4. 12. 1	職業訓練を受けられる人数の増加及び職業訓練の種類内容の充実を検討し、必要な予算の要求を行われたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
94	前橋刑	R4. 8. 23	受刑者の自己実現の機会を確保するため、学習その他の知的営為についてはできるだけ認めるように見直しを進められたい。	引き続き、訓令等の範囲内でできる限り受刑者の自己実現の機会を設けていく。
95	前橋刑	R4. 12. 1	新型コロナウイルス感染症対策により減少した行事の再開を検討されたい。	各種行事は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、可能なものから従来の状態に戻していく。
96	前橋刑	R4. 12. 1	クラブ活動について、指導者確保の問題もあるが、アンケートを取った上で充実されたい。	外部講師の確保及び予算等を考慮して実施できるクラブを策定しているため、アンケートの必要はないものと考えている。
97	前橋刑	R5. 3. 31	職員の処遇改善の観点から、職員用の提案箱を設置されたい。	提案箱は被収容者が意見・提案書を投かんするためのものであることから、対応は困難であるが、視察委員会が職員の意見を聞くことができる機会を設けることについて検討する。
98	前橋刑	R4. 10. 6	職員がハラスメントを受けたケース等を想定した場合、客観的証拠の収集のため、必要に応じてICレコーダーによる録音を認めるといった措置を検討されたい。	戒護区域内に私物の電子機器を持ち込むことは保安上問題があるため、状況に応じて当所保有のICレコーダー使用を認めるなどの対応を検討していく。
99	千葉刑	R5. 3. 28	例年、職員による被収容者に対する不適正処遇に関する意見は多く含まれており、令和4年度には懲戒処分がなされた事案もあったことから、類似事案の再発防止を強く求める。	不適正処遇事案防止等に係る研修については、これまで機会あるごとに全職員に実施してきたところであるが、不適正処遇の絶無についての所長指示を发出するとともに、拜命10年未満の職員に対する被収容者の人権等の研修や各課部門における職域別研修を実施し、再発防止を徹底した。
100	東成医セ	R5. 3. 28	診察の頻度が少ない旨や専門医による診察が受けられない旨などの意見が非常に多く寄せられているところ、医療専門の刑事施設として、その目的に沿った適切な医療を行うことができる診療体制を構築するよう求める。	診察については、主治医が被収容者の病状を確認し、専門医による診察が必要と判断した場合には、速やかに専門的な医療処置が行えるよう調整し、診療体制を構築している。専門的な医療が必要と判断した場合には速やかに調整するよう、再度、周知徹底した。
101	東成医セ	R5. 3. 28	看護師の態度や対応が威圧的である、共感性がない等の意見が多く見られるため、看護師の被収容者に対する態度や対応状況について調査し、必要に応じてアンガーマネジメント研修を行うなど、改善を求める。	聞き取り調査の結果、威圧的な態度で接するとした回答は得られなかったが、改めて被収容者に対する対応が適切なものとなるよう研修を実施した。
102	東成医セ	R5. 3. 28	インフォームド・コンセントが成立していないとの意見が多く見られるところ、被収容者が説明内容を十分に理解しておらず、医療側も被収容者の理解度について情報共有ができていないと思われることから、インフォームド・コンセントに基づいた医療を行うよう求める。	被収容者に対しては分かりやすく丁寧な説明を行い、疑問や質問等があれば、解消・納得した上で、同意書を取るなどの対応は従前から実施しているところ、再度、インフォームド・コンセントに基づいた医療を行うよう周知徹底した。
103	東成医セ	R5. 3. 28	自死の兆候がある被収容者に対しては、視察の頻度を高めるなど、自死の可能性を減らす方策について検討されたい。	被収容者の自殺防止対策として、入所時の自殺危険性判定表に基づく処遇や健康状態、外部交通及び職員面接等の状況から心情把握に努めており、自殺等の原因になることが危惧される情報は、勤務者間において共有できるよう体制を維持しているほか、自殺に利用されたり、視察の妨げになり得る物品などの更新を予定している。
104	東成医セ	R5. 3. 28	筋力低下や認知機能が著しく低下している被収容者については、食事の際に注視するなどし、誤えんの可能性を少なくするよう求める。	誤えんについては平素から注視しているところ、今後も筋力低下や認知機能が著しく低下している被収容者については、誤えんの可能性についても確認し、より適切な医療体制の提供に努める。
105	東成医セ	R5. 3. 28	移送前施設における不適切な医療措置が疑われる事案が見受けられたことから、被収容者への適切な医療措置について他施設との意見交換をすることを求める。	一般施設等において不適切な医療措置が行われることのないよう、他施設との意見交換を行い、医療専門施設として積極的に情報提供を行うなど、矯正施設全体がより適切に医療を実施できるよう努める。
106	東成医セ	R5. 3. 28	職員向けの相談窓口について、実際に相談がしやすい体制を構築するよう早急に改善を求める。	各種ハラスメントやワークライフバランスなどの職員の悩み・相談を受け付ける窓口を整備しているほか、上級官庁の相談窓口についても周知している。また、監督者等による面接も実施しているところ、引き続き、監督者等に対し面接が形骸化しないよう周知した。
107	府中刑	R5. 3. 6	医師が診療を要しないと判断した場合、現在は看護	被収容者の体調不良等の申出は軽重にかかわらず

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
			師が被收容者に口頭で説明しているところ、被收容者の診察希望に対する判断を記載した書面を作成するなど、医師が診療を要しないと判断したことが分かる告知方法を検討されたい。	多数あるため、その全てについて医師が書面を作成して交付することは業務負担が増加し、真に必要な者への診察に支障が生じることから、実施しないこととする。 医師、看護師とも本人の理解度に合わせた説明を徹底することについては、引き続き指導していく。
108	府中刑	R5.3.6	苦情の申出の処理結果については、訓令により口頭で告知することが定められているところ、内容が他の被收容者に知られてしまうおそれがある場合にまで口頭で告知をすることは不合理であるため、書面での告知を柔軟に選択する対応を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。 なお、周囲に被收容者がいる場合は、特段の事情がある場合を除き、別の場所で告知している。
109	府中刑	R5.3.6	メニュー表、番組表、視察委員会ニュースを回覧の方法で閲覧させる場合、不正な書き込み等の有無を確認する業務負担が増加するとは言え、劇的な増加ではないと思われるため、回覧又は居室ごとに配布することを検討されたい。	工場等での回覧掲示を継続しながら、試行的に視察委員会ニュースを居室ごとに交付できるよう準備を進め、その状況等を踏まえ、メニュー表及び番組表についても検討していく。
110	府中刑	R5.3.6	信書発信のために作業報奨金の使用を申請する場合、事前に送付先を申告する運用としているところ、改善更生に好ましくないことを理由に発信を制限する過剰な制約である上、信書の発受を制約して社会とのつながりが切れてしまうことになれば、法の立場からしても望ましい事態ではないことから、同運用を改められたい。	作業報奨金は釈放後の生活資金としての意味合いを持つものであるところ、外部交通の権利性が侵害されることは相当ではなく、作業報奨金を自弁物品の購入に充てることも経済生活に関する訓練としても有意義であることから、これらの趣旨を踏まえた適切な運用となるよう見直しを図っていく。
111	府中刑	R5.3.6	不正連絡等の反則行為の発生を防止するため、定期的な工場備付書籍の移動がなされていないところ、読書の促進のためにも、移動先をランダムにするなどの策を講じて、年一度などで構わないので、工場備付書籍の移動を検討されたい。	不正連絡の相手方は不特定多数の場合も考えられることから、移動先をランダムに選定しても完全に防止することはできず、書き込み等の検査は必要であるため、実施しないこととする。 なお、数十冊の書籍の入替えは、年に一度、従来から実施している。
112	府中刑	R5.3.6	反則行為の調査のために昼夜単独室収容中の被收容者については、懲罰を科されることなく工場に戻る可能性もあるので、テレビ視聴の対象に含めることを検討されたい。また、障害等の理由で昼夜単独室収容中の被收容者についても、テレビ視聴の対象とすることを検討されたい。	反則行為の調査中の者に対する余暇活動の援助としてテレビ視聴を実施するためには、機器の整備などといった予算上の制約がある。 なお、障害等の身体上の制限がある者のうち、居室内において集団作業を実施させている者は、テレビ視聴の対象としている。
113	府中刑	R5.3.6	ジェスチャーなどによる一瞬のやり取りについては、一律に注意指導の対象とするのではなく、作業に関係することが明らかなものについては認めることを検討されたい。	作業に関係する交談やジェスチャー等の合図についても、職員の許可を受けた上で行わせることを原則としているが、個々の作業内容を踏まえつつ、御指摘のように過剰な制限とならないよう、より適切な運用を図っていく。
114	府中刑	R5.3.6	閉居罰中は書籍等の閲覧は原則として停止されること、宗教上の行為を行う上で聖書等の経典が必要であることの疎明がなされた場合、緩やかに認める運用とすることを検討されたい。	謹慎の趣旨に反しない範囲で、個別の判断により、必要性等が認められれば許可する運用としていく。
115	府中刑	R5.3.6	就寝時間帯が長いとの意見が見られるところ、読書可能な時間帯を設けるなど運用を工夫して就寝時間を遅くすることを検討されたい。	就寝時間帯については法令の規定や職員配置の都合で設定しているため、変更はしない。 なお、夜間の読書は認めていないが、自然光により一定程度の明るさが確保できる日の出後の読書については、他の者の迷惑にならない範囲で認める運用としている。
116	府中刑	R5.3.6	差入物品の梱包材については一律廃棄する運用としており、封筒もその対象であるところ、封筒は、一般の封書等と比べて、検査に要する労力や反則物品の隠匿等のおそれにはさほど違いがないと思われることから、梱包材としない取扱いとされたい。	梱包材の種類はレターパック等、多種多様であるため、封筒だけは梱包材に当たらないと解釈するのは困難であり、また、封筒を差入物品の一部であると解した場合、同封筒も検査・記録する必要があるなど、検査に要する時間及び労力が増加することから、封筒を梱包材ではないとする取扱いは困難である。
117	府中刑	R5.3.6	電話による通信については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、面会することが極めて困難である親族等との人道上の観点から特に必要と認められる場合について、広く認めて実施されたい。	電話による通信については、家族等との交流の機会の確保や被收容者の精神的安定等に重要であることと踏まえつつ、法令の範囲内で適正に運用していくこととする。
118	府中刑	R5.3.6	面会室のブースと施設内の特定の場所の間で、オンラインで電話通信を行う面会について、同様の形態の面会が可能となるように設備の整備を進めるとともに、施設内でのオンライン面会を広く認めることを検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
119	府中刑	R5.3.6	名古屋刑務所での不適正処遇事案を他人事と考えることなく、改めて不適正処遇をしないよう最大限の注意を払い、適切な施設運営を心掛けることを求める。	名古屋刑務所の不適正処遇事案を受け、施設長から全職員向けに研修を行うとともに、都度、所属部署ごとに同種事案再発防止に向けた研修を実施した。引き続き、人権意識の向上等を図り、適正な組織運営を行っていく。
120	横浜刑	R5.3.28	外国人の被收容者について、テレビ電話を使用した通信は長期間の服役が見込まれる者の心情の安定や	WEB会議システムによる電話通信について、外国語を使用する被收容者に制度等を広く周知し、機会を

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			出所後の更生・再犯防止のための有効な手段となり得ると思われるので、運用上の工夫により機会をなるべく多く確保できるようにすべきである。	なるべく多く確保できるよう努める。
121	横浜刑	R5. 3. 28	電話等による通信に関する現行の法務省令については、必要に応じて見直すことも検討すべきである。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
122	横浜刑	R5. 3. 28	外国人の被收容者に対しては、母国語の言語能力を維持したり、母国の社会情勢等について必要かつ十分な情報を得ることができるよう、処遇上の配慮を検討されたい。	英語及び中国語の日報通常新聞紙の回覧、外国語の書籍の貸与、余暇時間の外国語のビデオ等の放送、同一言語の者がいる工場への就業、国際専門官との面接など、母国語での会話等の機会や母国の社会情勢に接する機会を確保している。
123	横浜刑	R5. 3. 28	新型コロナウイルス感染症の感染拡大中に採用された職員の研修は、従来の研修と比較して制約が多い状況で実施されていることを踏まえ、現場での実践的な教育を含めた研さんの機会や不安等に対するフォロー体制を充実させるよう求める。	採用後勤務年数5年以下の職員に対しては、研修として各課部門の職員の講義を毎月実施している。また、採用1年未満の職員に対しては、各自に相談助言者の職員を割り当て、面談等を実施しており、引き続き、若年職員に対するフォローアップ体制を充実していきたいと考えている。
124	横浜刑	R5. 3. 28	歯科医師による私費治療は、申請から1年以上を要することがあるため、受診のための待機期間をできる限り短縮するよう求める。	私費治療の診察日を増やし、待機期間の短縮を図る。
125	横浜刑	R5. 3. 28	歯科医師による私費診療以外の診療についても、適切な体制が構築できているか改めて点検すべきである。	歯科医師以外の診療についても、適切な体制を構築できているか、改めて所内で点検するなどし、必要に応じて措置を講じるなどして、引き続き医療体制の充実に努めてまいりたい。
126	新潟刑	R5. 3. 20	被收容者に対し、意見・提案書の用紙の請求方法、提案箱の場所及び投かん方法をそれぞれ分かりやすく周知されたい。	所内生活の手引に、意見・提案書等に係る説明を記載しており、提案箱も被收容者の目に付く場所に設置しているが、改めて周知徹底する。
127	新潟刑	R5. 3. 20	提案箱を被收容者が投かんしやすい場所に設置することを求める。	提案箱の設置場所を改めて検討する。
128	新潟刑	R5. 3. 20	提案箱の数を増やすよう求める。新たな提案箱はデザイン、配色等を工夫し、投かんがしやすいものにするよう求める。	提案箱の設置個数やデザイン、配色等について検討する。
129	新潟刑	R5. 3. 20	提案箱への投かんについて職員がチェックしないよう求める。	被收容者の意見・提案書の投かんについて職員がチェックすることはない。
130	新潟刑	R5. 3. 20	懲罰中の被收容者にも意見・提案書の作成及び投かんについて配慮するよう求める。	閉居罰を科されている場合の意見・提案書の投かんについて、今後運用を検討する。
131	新潟刑	R5. 3. 20	医師の診察を速やかに受けられる体制の構築を求める。	被收容者の診察については、看護師等が健康状態の確認を行い、緊急性等を判断した上で医師に報告し、診察が必要と判断された場合は速やかに医師の診察を実施していることから、引き続き、適切な保健衛生及び医療の提供に努める。
132	新潟刑	R5. 3. 20	医師の診察を行わないときは、被收容者にその理由を十分に説明するよう求める。	被收容者に対する診察は、看護師等が綿密に症状を確認し、医師に報告の上、医師が対応を判断しており、医師による対面の診察を行わない場合、被收容者及び担当刑務官に対して十分な説明をする運用としている。
133	新潟刑	R5. 3. 20	被收容者の診察について、看護師等が一次的に対処しているところ、医師への取次ぎが適切に行われているか検証されたい。	看護師等の報告により医師が診察を必要と判断した場合は速やかに診察を実施しており、これまで、診察の遅延による問題は認められないため、看護師等の対応は適切に行われていると判断している。引き続き、適切な保健衛生及び医療体制の提供に努めることとしたい。
134	新潟刑	R5. 3. 20	看護師、准看護師の資格を有する職員の医療的知識、技術の向上に努められたい。	看護師等に医療安全管理者養成講座などの医学的知識の向上に資する講習等を受講させたり、医療安全及び感染管理委員会を毎月実施し、医療的知識、医療技術の向上に努めている。
135	新潟刑	R5. 3. 20	歯科診療の待ち時間を短縮するよう求める。	招へい歯科医師と協力し、歯科診療の受診期間の短縮に努めている。
136	新潟刑	R5. 3. 20	絵画用具、書道用具、楽器等の芸術関係の物品の自弁購入を柔軟に認めるように求める。	法務大臣が定める受刑者に使用を許す物品の品名以外の物品（楽器等）の使用・摂取に当たっては、矯正局長の認可が必要であるところ、受刑者の特性に応じた特別購入物品（芸術関係等の特性に応じた購入物品）について、機会あるごとに他施設と情報交換を行うとともに、当該被收容者の個別事情を踏まえ、より容観性・合理性を高めることとしたい。
137	新潟刑	R5. 3. 20	配食方法について、計量用具の工夫、機械化等により、被收容者が不公平感、不満感を抱く余地のない方法への改善を検討されたい。	配食については、職員が厳格に確認して、公平性を担保しているため、今後も同様の方法で徹底して確認を実施する。
138	新潟刑	R5. 3. 20	職員が被收容者に対して、暴言、威圧、暴力等の行	職員の勤務状況を検証するなどして暴言等の不適

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			為を行わないよう、研修・教育等を拡充するよう求める。	正処遇の防止を図り、また、若年職員の被収容者との対応状況を確認し、若年職員を指導する体制をより強化した。人権等に関する理解を深めさせ、適正に処遇が行われるよう、今後も継続して職員研修を実施する。
139	新潟刑	R5. 3. 20	作業について、社会復帰後の就労につながる取組を拡充するよう求める。	社会復帰後の就職に効果的につながるような種目の検討のほか、現在、施設は改修工事中で実施上の制約があるものの、導入可能か否かについても検討している。
140	新潟刑	R5. 3. 20	令和3年度の視察委員会の意見に対する措置として、他施設と同程度のテレビの視聴時間を設けることを検討するとしていたところ、検討結果について回答を求める。	テレビ視聴時間について十分な検討ができていないことから、改めて他施設の状況を精査の上、合理性のある視聴時間の設定を検討し、その結果を回答することとしたい。
141	新潟刑	R5. 3. 20	ハラスメント防止のための研修、相談窓口の設置、申出があった際の適切な調査の実施など、職員間のハラスメントを防止するための各種対策をとるよう求める。	ハラスメント相談窓口について職員に周知しており、相談に対しては継続的に調査・対応を行っている。
142	新潟刑	R5. 3. 20	視察委員会のオンライン方式での開催について検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
143	新潟刑	R5. 3. 20	刑事施設の適正な管理運営を達成し、かつ、被収容者の人権確保、適切な処遇に十分に配慮できるだけの予算を確保するよう求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
144	新潟刑	R5. 3. 20	関係団体等との連携を深め、社会一般に対して広く親しみやすい情報発信活動を積極的に行うよう求める。	近年、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、つながりのある団体・個人との各種活動を自粛せざるを得ない状況があったものの、同感染症の収束状況を踏まえ、今後は、積極的に、関係団体・機関と交流・連携を深める施策（参観等）を再開することとしたい。
145	甲府刑	R5. 3. 15	新型コロナウイルス感染症感染拡大の事態に備え、被収容者の人権、安全、衛生、健康等に十分配慮した適切な職員体制及び処遇体制を構築するよう求める。	今後再び感染が拡大した際に適切な対応を行うことができるよう、引き続き職員体制と受刑者の処遇体制等を整備していく。
146	甲府刑	R5. 3. 15	不適正処遇の対策として、コミュニケーションに関する研修を職員に実施することを検討されたい。	不適正処遇防止策として、各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているところであり、今後も継続していく。
147	長野刑	R5. 3. 30	優遇集会の際に被収容者が購入できる菓子類について、物価高騰により実質的に購入限度額の減額や減量になっているため、速やかに限度額の増額や低価格帯の商品の導入等により、菓子の分量を維持されたい。	し好品の品目については、指定事業者の取扱品目に応じているところ、低価格帯の品目を取り扱うことができるよう指定業者との調整に努めていきたい。 なお、優遇措置におけるし好品の購入限度額の上限は、通達に定められているため、御意見は上級官庁に報告する。
148	長野刑	R5. 3. 30	配食の不公平に係る対策として、職員が立ち去った後におかずの抜き取りなどの行為がないか配膳時に抜き打ち調査をするなど、より実行的な対策を求める。	施設全体として反則行為の取締りを強化するため、食事時間帯に監督職員が重点的に巡回を行うこととした。
149	長野刑	R5. 3. 30	面会については、精神的安定に資するだけではなく、更生の意欲を高め、円滑な社会復帰の観点から重要な機会であるため、不許可については限定的かつ慎重な運用を求める。	外部交通は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しつつ、面会の許否については、被収容者の個々の事情も考慮し、法令に基づき、引き続き適切に判断する。
150	長野刑	R5. 3. 30	配食担当の受刑者が長期間固定されているため、他の受刑者にも機会が公平に与えられるよう任期制にするなどの改善を求める。	配食係を指定する受刑者については、心身の状況や作業の適性などを見極めて審査し、決定しているところ、配食係を任期制とすることは、適性のある受刑者の確保に苦慮していることから困難である。
151	静岡刑	R4. 7. 14	浜松拘置支所の運動について、雨天であっても屋外運動が可能となるよう検討されたい。	浜松拘置支所の屋外運動場の一部に雨よけシートを設置し、雨天時に屋外運動を希望する被収容者に対し、屋外運動をすることができる機会を付与することとした。
152	静岡刑	R4. 11. 17	被収容者の雑誌の購入に係る目録が前年度以降更新されていないため、令和4年度の目録を整備するよう要望する。	令和4年度の目録を整備した。
153	静岡刑	R4. 11. 17	未決の被収容者に対する自弁のインスタント食品等の湯の支給について、平日午前1回としているところ、毎日（休日・祝日を含む。）午前1回・午後1回に湯を支給するよう要望する。	湯の支給について、休日・祝日を含む毎日午前1回・午後1回行うよう改善した。
154	川越少刑	R5. 3. 31	令和4年末から新年にかけて、職員、被収容者ともに新型コロナウイルス感染症の感染者が増加したため、引き続き万全を期されたい。	新型コロナウイルス感染症への対策については、引き続き適切に取り組んでいく。
155	川越少刑	R5. 3. 31	提案箱に寄せられる意見・提案書の件数が減っているところ、視察委員会が被収容者に認識されていないようであれば、被収容者に対する周知について検討されたい。	視察委員会が設置されている趣旨、提案箱の利用方法等については、生活のしおりにも記載されているほか、当所で刑が執行される受刑者に対しては、刑執行開始時指導においても説明・告知を実施している。今

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				後も他の方法による周知を含め、検討していく。
156	川越少刑	R5. 3. 31	提出された意見・提案書は、視察委員会委員長が鍵を所持しているロッカーで保管しているところ、保管されている意見・提案書の廃棄方法については、引き続き視察委員会と検討されたい。	保管されている意見・提案書の廃棄方法については、令和5年度の視察委員会委員と協議の上、行政文書管理の各種規定に従い、適切に実施していく。
157	川越少刑	R5. 3. 31	さいたま拘置支所の老朽化に伴う課題について、検討が不十分に終わっていることから、対応するよう検討されたい。	令和5年度の視察委員会については、さいたま、熊谷両支所での開催を含め、年間6回開催するため、各委員と綿密に日程を調整し、老朽化等の各施設が抱えている課題について検討していくとともに、上級庁に報告したい。
158	川越少刑	R5. 3. 31	視察委員会の意見に対する措置については、回答だけにとどめず、その後のフォローアップをすることも検討されたい。	視察委員会が設置されている趣旨を踏まえ、視察委員会から提出された意見については的確に施設運営に反映させるなど、視察委員会制度の適切な運用を推進していく。
159	松本少刑	R5. 3. 31	名古屋刑務所職員による不適正処遇事案に鑑み、映像検証や調査、職員全体研修を通じて、不適正処遇の防止策の継続的な取組を求める。	各種不適正処遇事案、職員事故事例、自施設における映像検証や調査結果を基に、組織ごとに職員研修を重ねてきており、今後も継続的に職員への注意喚起を行って不祥事防止に努めていきたい。
160	松本少刑	R5. 3. 31	不適正処遇の防止のためにも刑事施設運営の透明性が確保されることが欠かせない。委員会の役割を再認識しながら、施設の視察を行う意見を述べていくので、委員会への情報提供等の協力を求める。	定期的な視察委員会開催時に限らず、必要な時に視察を行っていただき、積極的な意見を得たい。そのため情報提供には協力していく。
161	松本少刑	R5. 3. 31	体育館に提案箱や意見・提案書等を設置し、運動時間中にも投かんでもできるようにするなど、より意見・提案書を提出しやすい環境の検討を求める。	提案箱等の体育館への設置について、備え付けることの是非を含め、検討したい。
162	松本少刑	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き、適切な感染防止対策を講じるよう求める。	今後も、適切な対策を継続的に講じていく。
163	松本少刑	R5. 3. 31	熱中症予防の観点から、工場の冷房整備を求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
164	松本少刑	R5. 3. 31	入浴が週3回に増やされ、衛生環境の向上が図られた。引き続き入浴回数の増加に努めることを求める。	入浴回数の変更に増加については、施設限りで対応できる事柄ではないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
165	松本少刑	R5. 3. 31	不合理で過度な規制と思われる生活上の決まりごとについては、引き続き、見直しや柔軟な対応を求める。	被収容者の生活の手引の内容について、過度な規制等は所要の改正を行っており、被収容者への対応も、法令の範囲内で柔軟に行うことを継続する。
166	東京拘	R5. 3. 15	死刑確定者に対する外部交通を厳しく制限する処遇は、非人道的であり、国際人権（自由権）規約委員会からも改善の指摘を受けているところであり、上級官庁に対して意見があったことを伝えていただき、少しでも現状が改善されるよう働き掛けることを求める。	死刑確定者の外部交通の許否判断に際しては、法令に基づき、個別具体的な事情を勘案しつつ適正に判断しているところ、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
167	東京拘	R5. 3. 15	面会について、被収容者が更生を支援する人たちとの信頼関係を築き、社会復帰の一助となることに鑑み、今後も面会時間の延長について積極的な運用を求める。	面会について、被収容者の更生等に資する場合には、面会の時間を含め、関係法令に基づき適切に運用していく。
168	東京拘	R5. 3. 15	弁護士との書類の受渡しは、接見交通権の一部をなす重要な権利であることに鑑み、受渡しに掛かる時間が短縮されることを求める。	弁護士からの書類については、速やかに被収容者に交付するため優先的に処理を行っているため、実情を御理解いただきたい。
169	東京拘	R5. 3. 15	提案箱への投かんについて、職員から誤った説明がなされている、職員が意見・提案書を投かんすることを快く思っていないような対応をすといった苦情が散見されるので、改めて、被収容者の法的地位に関係なく、自由な書式で投かんできることや、投かんの際に職員から普段よりも動静を見られていると感じられるような心理的圧迫がないようにする旨を職員に周知徹底してもらいたい。	意見・提案書の作成方法や制度の趣旨等については、内規に定め職員に周知しているところ、改めて周知することとする。また、提案箱への投かんの際に、職員の動静視察に心理的圧迫を感じる被収容者もいることについては、職員に周知し、注意喚起することとする。
170	東京拘	R5. 3. 15	新型コロナウイルス感染症へのこれまでの具体的な対応について、うまくいった点やそうでなかった点を整理し、他施設の事例とともに法務省と共有し、新たな感染症への対応等に際して、適切な施策が導けるよう求める。	上級官庁からの指示に基づきながら、当所の実情に応じて適時感染防止対策を講じてきたところであるが、今後も継続して上級官庁と情報を共有しながら、適切な感染症対策を講じていく。
171	東京拘	R5. 3. 15	居室内温度について、夏季・冬季とも適切な温度となるよう設定温度を見直すとともに、冷暖房予算について大幅な増額をするよう求める。	大規模事業所として指定を受け、温室効果ガス排出量削減計画による排出上限が定められているため、推奨温度を容易に変更できないところ、令和4年度においては、冷気及び暖気を循環させ居室内の温度を適切に保つため、業務用の扇風機を整備した。施設限りで対応できない部分は上級官庁に報告するが、当所においても引き続き、予算事情等を勘案し、適切に対応していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
172	東京拘	R5. 3. 15	診療待ちの期間が長いという意見が変わらず見られることから、歯科を含む医療体制の更なる充実を図りたい。	必要が認められる場合には速やかに診療が受けられるよう、医師を始め、必要な設備等を導入・維持するなどして、安定した医療体制の構築に努めたい。
173	東京拘	R5. 3. 15	過去に処方されていた薬が処方してもらえないなどの意見が寄せられているところ、施設内医療には限界があることを最初から説明するなど、被收容者がより理解を得られるような説明をされたい。	投薬の内容は、これまでの処方内容を踏まえつつ、医師が適正に判断しており、処方する薬剤の内容等について引き続き適切に説明を行い、被收容者の理解を得られるよう努める。
174	東京拘	R5. 3. 15	被收容者のカルテについて、施設の運営の状況に関する情報に当たり、視察委員会も当然に把握しておくべき情報であるため、改善意見に資するような案件について被收容者本人の同意がある場合には、視察委員会への情報提供としてカルテの情報を開示されたい。	施設運営に関し特に必要と認める個別の事情に応じ、適切な診療情報の提供は行っている。
175	東京拘	R5. 3. 15	被收容者が施設内で職員から犯罪被害（特に性被害）にあった場合、被收容者の被害届の提出が容易にできるよう検討されたい。	刑事收容施設法上の不服申立制度のほか、捜査機関への告訴、裁判所への提訴、弁護士会への人権救済申立等、様々な救済手段があるほか、居室棟勤務職員に申し出ることも可能であるところ、引き続き、被害申告等の申出がなされた場合は、事実確認等を適切に実施し、誠実に処理していく。
176	東京拘	R5. 3. 15	令和4年度においても、職員の言動に対する意見が相当数あり、事実関係なしとの回答を得ているところ、名古屋刑務所職員による不適正処遇事案では施設内の調査の限界が指摘されていたことに照らすと、調査結果に懸念が残るため、事実関係の調査方法について、より一層の工夫を検討されたい。	視察委員会からの事実関係の調査依頼については、可能な限り事実関係を詳細に調査し、調査結果を回答してきたところではあるが、名古屋刑務所における事案を踏まえ、引き続き、関係記録の精査、関係職員への聞き取り等による正確かつ詳細な調査をしていく。
177	東京拘	R5. 3. 15	被收容者が施設内で職員から犯罪被害（特に性被害）にあった場合に備え、調査等の方法や被害者への対応方法に係る研修等を徹底するとともに、客観性を担保すべく、警察ないし検察庁による捜査をされたい。	被害申告後の二次被害についても留意し、引き続き、行政調査又は捜査を担当する職員の職務執行能力の向上に努めていく。 なお、刑事施設における犯罪については、関係法令において検察官と協力して捜査すること等の定めがあることから、関係法令に基づき適切に対応していく。
178	東京拘	R5. 3. 15	職員が大きな声で怒鳴る、暴言を言われたなどの意見が多く見られるところ、職員が教育的行動として行っている場合であっても、被收容者には虐待と感じられることもあり得るので、被收容者とのコミュニケーションについて、きげんとしてつつも冷静かつ穏やかな対応がとれるよう研修を実施されたい。	被收容者の処遇に当たっては、冷静を旨とし、きげんとした態度を保ち、かつ、適切な距離を保ちつつも温かみをもって、公平・公正に対応するよう、また、不適切な言動やなれ合いの関係に陥ることは厳に慎むよう、研修、訓示等の機会を捉えて継続的に指導しており、今後も継続していく。
179	東京拘	R5. 3. 15	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に伴う職員のストレスの状況を十分把握し、勤務状態を精査するなどして、職場環境の改善を図られたい。	職員が心の不健康な状態になることを未然に防止することを目的とし、例年、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック検査）を実施している。引き続き、職員のストレス状況の把握及び職員の心のケアを継続して実施していく。
180	東京拘	R5. 3. 15	宗教教誨や運動会、慰問など、被收容者が楽しみにしている行事については、可及的速やかに新型コロナウイルス感染症対策を行う以前の水準での実施をされたい。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことを踏まえ、各種行事等について、当所及び地域の感染状況等を勘案した感染防止対策を講じた上で、以前の水準に戻したいと考えている。上級官庁の指針等に合わせ、慎重に段階的な全面再開を目指したい。
181	東京拘	R5. 3. 15	携有した便箋や封筒、コルセット等の使用を認めておらず、所内で購入したものであっても、再逮捕を経て入所した場合は再度購入しなければならない状況にあることから、警察署で使用していたものについては使用できるよう運用を改められたい。	便箋、封筒等の通信用品について、警察署からの携有物は、当所で購入したものであっても、事実関係の調査や保安上の検査が困難であるため、使用を認めないこととしている。コルセット等の補正器具については、必要性や保安上の支障の有無等を勘案し、使用について判断している。
182	東京拘	R5. 3. 15	散髪後の洗髪におけるシャンプー・石けん等の使用及び冬季の湯の支給について検討されたい。	調髪後の洗髪について、シャンプー又は石けんの使用を認めることとし、冬季については湯を支給することとした。
183	東京拘	R5. 3. 15	刑場視察について拒否回答がなされているが、東京拘置所は、その施設全体が懲役刑も含めた厳正なる刑の執行の場所なのであって、その刑の執行の状況も含めた施設全体の「運営の状況」を視察するのが視察委員の権限である。法律上何ら制限を加えられていない視察の対象を、貴所の判断で制限することは許されないものである。	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができることと規定されているところ、死刑の執行は被收容者の「処遇」ではなく、刑場は死刑の執行中はもとより、視察の対象外というべきであり、刑事施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外とさせていただいている。 なお、頂いた御意見は、上級官庁に報告する。
184	立川拘	R4. 7. 1	入浴時に足拭きマットが濡れていて衛生的でないとの意見があったため、足拭きマットの衛生状態の管理に留意されたい。	足拭きマットが濡れている原因は、被收容者が身体を十分に拭いていないことに加え、入浴の都度、職員が消毒用スプレーを噴霧していたことにあると考えられ、不衛生な状況であることまでは認められない。引き続き、適正な衛生状態の維持に努めたい。
185	立川拘	R5. 1. 6	自弁の書籍等を購入する際、「最新号」との指定に	隔月で発行される雑誌を2か月連続で「最新号」と

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			よる購入ができなくなったとの意見があったため、同様の方法による購入の再開を検討されたい。	して購入申請した結果、同一の雑誌を購入することとなった例があり、その対策として実施しているものであるため、再開は行わないこととする。
186	立川拘	R5. 3. 31	医師による診察時に十分な対応をされなかったとの印象を受けたとする意見があったため、引き続き、患者である被収容者の立場を十分に尊重し、適切な診察等を受けられるよう対応されたい。	引き続き、患者である被収容者が必要な医療行為を受けることができるよう、適切な診察等を行っていききたい。
187	立川拘	R5. 3. 31	夏季において、気象条件によって戸外運動が中止になる場合があるところ、可能な限り実施するとともに、他の手段で十分な運動の機会を確保するよう配慮されたい。	猛暑時の戸外運動は、被収容者の健康を害するおそれがあるため、室内運動により運動の機会を確保することとしているところであるが、引き続き、可能な限り戸外運動を実施するよう努めたい。
188	立川拘	R5. 3. 31	備付書籍等が古いなどの意見が複数あったため、備付書籍等の更新・追加について、引き続き善処されたい。	当所予算及び寄贈によって更新しているところであるが、引き続き、更新・追加に努めたい。
189	立川拘	R5. 3. 31	職員の被収容者に対する口調・言葉遣いが威圧的である等の意見があったため、職員研修の実施等により、引き続き、被収容者に対する言動に留意されたい。	職員研修等を通じて被収容者に対する口調・言葉遣いについて指導を行っているところ、引き続き、職員が被収容者に対して適正な言動をとるよう指導を継続していききたい。
190	立川拘	R5. 3. 31	新型コロナウイルス感染症については、これまでの対応による知見を踏まえた上で、被収容者への適切な情報提供も含め、引き続き感染防止対策を講じられたい。	これまでに講じてきた各種対応の経験を生かすとともに、上級官庁の対応方針等を踏まえ、所要の対策を講じていききたい。
191	立川拘	R5. 3. 31	名古屋刑務所の不適正処遇事案を受けた検証において、職員による被収容者に対する不適切な言動が確認されたことから、引き続き、監視カメラ映像の確認や職員研修の実施等により、違法な処遇が見逃されることがないよう留意されたい。	職員研修等による指導を継続していくことに加え、監視カメラ映像の定期的な検証を継続し、被収容者に対する不適切な言動、あるいはそのように捉えられかねない言動の絶無を図っていききたい。
192	富山刑	R5. 3. 30	被収容者から「テレビ視聴の時間に扇風機が使えない。」との意見が提出されており、夏季の暑さ対策の一環として、可能な限りの対策を講じることを要望する。	共同室内にコンセントが一つしかなく、また、居室棟の設備上の理由から共同室内に設置した扇風機の使用に制約が生じてしまう現状にあるため、夏季は居室棟各フロア通路に大型扇風機を複数台設置し、扇風機の送風によってフロア内の空気の循環を行う暑さ対策をしており、引き続き、夏季の暑さ対策として必要な措置を講じていく。
193	富山刑	R5. 3. 30	被収容者に対する職員の態度や言葉遣いが悪いとの意見や職員の態度等が悪いことから不服申立て等がしづらくなるとの意見がある。職員に対する研修等を行い、被収容者の人権に配慮した対応をすることを要望する。 また、当委員会への意見・提案を委縮させることがないように十分配慮していただきたい。	職員の態度、言葉遣いについては引き続き、被収容者の不服申立ての妨げとならず、また、人権に配慮した勤務姿勢となるよう、定期的に職員研修を行い注意喚起する。また、被収容者が意見・提案書を投かんしづらくなならないよう、職員に対し、提案箱近くに一定時間居続けたり、投かん前後に話しかけるなどの行為について意識して避けるなど、意見・提案書を投かんする被収容者に誤解を生じさせないように配慮するなど注意喚起を行っていく。
194	富山刑	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月から感染症法上の位置付けは変更されるが、引き続き十分に警戒するなど、適切な対応を要望する。	令和5年度、新型コロナワクチンの接種については、初回接種の受付を延長する指針が出されていることを考慮し、引き続き、巡回接種に協力して下さっている外部医療機関と調整した上で、希望する被収容者に対して初回及び追加のワクチンの接種を行う予定である。 また、各種感染症対策も必要に応じて講じていく。
195	富山刑	R5. 3. 30	食事や集会での菓子に関する意見が多いことから、被収容者に対してアンケートを実施するなどして、被収容者の意向を踏まえた上で、可能な限り改善するよう取り組むとともに、アンケートを実施した際には、引き続きアンケート結果を当委員会にも開示してほしい。	被収容者に対する食事のアンケートを令和5年3月に実施しており、なるべく希望に沿った献立となるように努力していくとともに、集計結果を視察委員会に対し、開示していくこととする。
196	富山刑	R5. 3. 30	回収済みの意見・提案書について、視察委員会宛てに提出されたものであることなどを踏まえ、秘密保持の観点からも適切な管理を要望する。	回収された意見・提案書は、委員会専用ロッカー（常時施錠）に収納の上、厳格に保管している。秘密保持に十分に配慮し、引き続き厳格な管理を継続していききたい。
197	金沢刑	R5. 3. 16	被収容者や刑務所職員の自死事案（未遂事案を含む）が発生した場合、実効的な再発防止策を検討する上で、問題点の有無に関する検証が不可欠であり、医学的見地を含めた多角的な視点からの検証が望まれる。 自死事案（未遂事案含む）が発生する都度、発生後、直近の視察委員会会議開催日において、事案の検証に必要な関係書類の全面的開示をされたい。	自殺事故事案が発生した際は、速やかに当該事案を検証し再発防止策を講じることが重要であり、今後も視察委員会に対し、情報共有を図っていききたい。 なお、関係書類の全面的開示については、事件性等も含めて関係機関による調査等が行われることもあることから、個別の事案に応じて情報共有することとする。
198	金沢刑	R5. 3. 16	再犯防止における重要施策である受刑者の出所後支援について、従来以上の効果的な対策を講じていくためには、具体的な目標設定や実際に講じた支援策が効果的なものとなっているかどうかの検証が不可欠である。	出所後支援の1つである就労支援については、当所においても外部関係機関と情報共有し密接に連携を図り、各種面接や企業説明会等を通じて受刑者の就労意欲の喚起及び採用内定等に結び付けている。今後、処遇部門担当職員による、受持ち受刑者に対する求人

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			新たな取組がなされたのであれば、その具体的な内容を開示するとともに、検討課題について共有されたい。	情報等の紹介及び求人票への応募の働き掛け等を行って行くこととする。 また、施設において、新たな取組を実施する際には、その概要等について、視察委員会に情報共有することとしたい。
199	金沢刑	R5. 3. 16	精神科医師又は臨床心理士の常勤配置や診療時間の拡大による被收容者に対する精神保健医療の充実を実現されたい。	精神科専門医の招へい回数を現在の月2回から令和5年4月からは月3回に増やし、診療時間を拡大することにより、被收容者の精神保健医療の充実を図る。また、今後も精神科専門医の招へい回数を増やすよう外部医療機関と調整を図ることとする。
200	金沢刑	R5. 3. 16	職員に対する人権意識の啓発に向けて、抽象的な一般論を伝達するような研修では十分とは言えず、グループ討議等、現場での困難な場面で応用展開できるように汎用性のある実践的な研修を実施されたい。	職員に対する人権研修は、従前から実施しているものの、今後、より人権意識の醸成を図るため、実務に即した形での研修方法を実践していくこととする。
201	金沢刑	R5. 3. 16	令和4年に発覚した名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案を受けて、被收容者に対する人権意識が組織内において当然のものとして共有されることが重要であり、単に幹部職員が部下職員に対して形式的な内容で所内研修を実施するだけでは十分としない。 第一線の職員が抱える現場の悩みを共有することが大切であり、幹部職員が自発的に現場職員の日々抱える問題に積極的に関わっていくようにされたい。	第一線の職員が抱える現場の悩みを共有するため、適宜、職員面接を実施しているところであるが、今後は、職員面接のみでなく、少人数でのミーティングを実施するなどし、現場職員の意見等をくみ取り、不適正処遇の未然防止を図る。
202	金沢刑	R5. 3. 16	令和4年度の提案箱への投かんが比較的少数にとどまっているため、新型コロナウイルス感染症関連以外の要因として思い当たる点があれば教示されたい。 また、施設の運営改善に向けて、問題意識を抱いた被收容者が気兼ねなく投かんできる環境を整備することも当委員会の重要な役割と言えるので、被收容者による提案箱への意見書の投かんが阻害される要因が施設側の事情により発生することが見込まれるのであれば、その具体的事情を予め開示するとともに、その阻害要因を解消するための代替策を検討し、実行するよう協力されたい。	被收容者による意見・提案書の投かんを阻害しているような要因は確認できないものの、今後も貴委員会の役割を理解した上で協力していくこととしたい。
203	福井刑	R5. 3. 16	過去に施設回答があった提案と同趣旨のものが散見されたため、提案に対する施設回答結果・内容を被收容者に周知することを要望する。	個人情報の記載や特定の職員に対する意見等及び施設の管理運営上・保安上支障が生ずる内容等のものを除き、提案内容及び施設の回答結果を被收容者に周知することとする。
204	福井刑	R5. 3. 16	食事や菓子に関する提案について、予算等の制約がある中においても、被收容者の好みを適切に把握し、その内容を菓子の種類等の変更につなげることを要望する。	これまでも毎年実施している食事に関するアンケートに菓子に関する項目を設け反映してきたが、今後は、アンケートの項目を増やすなどにより適切に被收容者の嗜好を把握できるよう配慮する。
205	福井刑	R5. 3. 16	提案の中に職員の言葉遣いを指摘するものが散見されたことを踏まえ、被收容者に対しげんとした態度をとる必要がある中においても、冷静に適切な言動をとるように常に心掛けていただきたい。	刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務を行うに当たっては、冷静、沈着を旨とし、人権を配慮した適切な言動を心掛け、げんたる態度の中にも人間的な温かみをもって被收容者と接するよう研修等の機会を通じて職員に注意喚起する。
206	福井刑	R5. 3. 16	新型コロナウイルス感染症対策として、今後は、新たに得られる医学的知見及び政府の判断等を踏まえて、施設において具体的な対策を更新されたい。	クラスターの発生リスクの高い閉鎖的な環境下で多数の被收容者を収容する刑事施設特有の事情を考慮しつつ、新たな医学的知見及び政府の判断等を踏まえ、今後、新型コロナワクチン接種等の感染予防対策を講じる。
207	岐阜刑	R5. 3. 24	エアコン使用の基準ないし設定温度等について、被收容者ごとに置かれている環境が異なるため、基準を超えたフロアからエアコンの使用を開始したり、各フロアの室温に応じて、設定温度を変更するなどの対応を検討されたい。	現状は、処遇部門事務室における環境温湿度計の午後1時以降の暑さ指数(WBGT)が28℃以上となった場合にエアコンを使用する旨内規で定められているが、各フロアにWBGT測定器が整備されていることから、各階の測定器が内規で定める規定値に達した場合に、居室棟ごとにエアコンの使用を認めるか、各居室棟のいずれかで同規定値に達した場合に、一斉でエアコンの使用を認める運用とするのかについて、予算事情を考慮した上で、前向きに検討することとしたい。
208	岐阜刑	R5. 3. 24	医師・看護師の欠員補充、職員の救急処置等に関する研修や指導の実施等により、被收容者の健康状態の悪化等の急変にいち早く気づき、救急搬送や治療等の適切な医療的対応がとれる体制を構築し、充実させることについて検討されたい。	被收容者の既往歴、基礎疾患の有無や投薬状況などを監督者が把握できる体制に改め、また、職員に対する医療に関する研修を年間で複数回実施することで、適切な医療的対応がとれる体制の構築に努めている。 現状において、医師1名と看護師1名の欠員が生じているが、引き続き、補充できるように努める。
209	岐阜刑	R5. 3. 24	刑務官による被收容者に対する暴行ないし暴言等が大きく取り上げられ、社会的に注目を浴びる状況にあることにも鑑み、被收容者の処遇に当たっては、公正と慈愛をもって臨む旨を定めた内規を徹底し、特定ないし不特定の職員による指導の偏りや不統一性等が背景にあると思われる意見・提案ができる限り少な	職員による指導の偏りや不統一性等を減らすことで、無用なトラブルに発展することを防ぐ効果も期待できることから、引き続き、職員に対する指導や人権研修の充実に取り組んでいく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			くなるよう職員の研修や指導に取り組んでいただきたい。	
210	笠松刑	R4. 7. 5	介護に関係する書籍を増やすことを要望する。	令和4年7月21日、介護の資格取得に関する書籍4冊を新たに整備した。
211	笠松刑	R4. 7. 5	講堂に備え付けている求人冊子について、地域が限定的であることから、改善されたい。	全国8か所の矯正管区矯正就労支援情報センターから幅広く雇用情報等を入手するようにし、現在は、中部地区以外の情報量が以前に比べて約2割程度増加した状態で講堂内に掲示している。
212	笠松刑	R4. 7. 5	指導や職業訓練の応募を検討できる資料として、応募時期のみが記載され、訓練内容等の情報がない募集要項しかないので、詳しく書かれた冊子を作成することを検討されたい。	職業訓練を行っている他の施設に確認したところ、どの施設も1頁ないし2頁程度の募集要領の作成であり、それ以上の内容や頁を厚くしたりリーフレット類を作成することは難しいとの回答であった。今後、委員会の意見にあった、詳細な資料が作成された場合には、当所において整備することとしたい。
213	笠松刑	R4. 7. 5	4寮2階のトイレ近くの部屋にまで悪臭が漂うことを改善されたい。	清掃を徹底するようにし、現在は、職員が巡回していても気になるほどの臭いはなく、受刑者からの苦情等も出ていない。引き続き、現状を継続できるよう清掃を徹底していく。
214	笠松刑	R4. 7. 5	4寮2、3階の被収容者の朝食後の歯磨きの時間を確保できるよう検討されたい。	朝食後のコップや箸の洗浄時に併せて歯磨きを実施する時間を確保し、希望者には歯磨きが実施できる機会を設けることとした。
215	笠松刑	R5. 1. 17	英和・和英辞典のほかに、他言語の辞典を増やすことを検討されたい。	令和5年2月17日に全受刑者を対象にした「書籍に関するアンケート」を実施したところ、フランス語及び韓国語の辞書の整備を求める意見があったことから、令和5年度に、辞書の整備を検討している。
216	笠松刑	R5. 3. 1	できる限り良い食事が提供できるように、引き続き民間事業者との連絡を密にして方を協議されたい。また、必要に応じて予算措置を求めるなど、適切に対応されたい。	食事の質を保つことができるよう、引き続き民間事業者との連携を密にしていく。物価高騰については、契約書上の規定に従って対応している。
217	笠松刑	R5. 3. 1	手すりなど物的設備の設置、手押し車や車いすなど介護に必要な用品の購入、介助体制の整備など、予算措置も含め、計画的に実施することを検討されたい。	被収容者の高齢化が進むことは避けられないことから、これに対応すべく、手すりや滑り止めの設置や手押し車の増備、介助体制の整備などに配意し、必要に応じて上級官庁に予算措置を求めるなど、高齢化への対応を行っていくこととしたい。
218	岡崎医刑	R4. 7. 6	「意見・提案書」の裏面にも記載できることが分かるように、当該様式の裏面に罫線を引いて記載欄を設けることを要望する。	達示を改正し、当該様式の裏面に記載欄を設けた。
219	名古屋刑	R5. 4. 25	貴所職員による暴行・不適正処遇事案について、匿名で同事案らしき事案について視察委員会宛てに通知する内容の手紙等複数の情報があったので、施設に対しその真偽を確認したが、そのような事実はない旨の回答がなされ、「事件について調査中である」旨の報告すらなかったことは問題であると考えている。施設としては再発防止の徹底した措置を講じるとともに、視察委員会に対する事実の隠蔽等のない情報開示を求める。	暴行・不適正処遇事案については、深く反省するとともに、令和5年6月21日付け名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書（以下「提言書」という。）に基づき、開かれた施設運営のためには、視察委員会と情報共有することが求められることから、情報提供について上級官庁と協議の上、積極的に実施する。
220	名古屋刑	R5. 4. 25	新型コロナウイルス感染症について、引き続き職員や受刑者への感染防止対策等徹底した措置を講じられたい。	当所は、重症化する可能性が高い高齢の被収容者を多数収容し、また、医療機器、医療スタッフ等が重点的に整備された医療重点施設であることを踏まえ、法務省の指針に基づき、引き続き感染防止対策を徹底する。
221	名古屋刑	R5. 4. 25	豊橋刑務支所については、女性受刑者には高齢の者や比較的長期の被収容者も多くいるのに、施設にエレベーターもなく、階段も狭かつ傾斜が急で、施設内に段差も多いといった問題点が散見された。現在の建物で可能な限り段差を解消し、また、車椅子等でも利用可能なリフトを設置する等の改修を行うことを要望する。	予算事情等を考慮しつつ、優先順位を定めて、必要な改修を検討しており、被収容者の健康安全の管理に支障があるなどの緊急性の高い案件については、上級官庁に報告し、予算措置を要求する。
222	名古屋刑	R5. 4. 25	意見・提案書の原本が行政機関の保有する情報の公開に関する法律にいう「行政文書」に該当するとの見解が示されたが、意見・提案書の原本については、視察委員会の分析・検討を経た以後においても施設側の検査・閲覧に適さないと考えられ、今後も引き続き秘密の維持及び厳重な管理を要望する。	視察委員会の分析・検討を経た以後の意見・提案書については、関係法令に基づき、引き続き秘密の保持及び厳重な管理を徹底する。
223	名古屋刑	R5. 4. 25	貴所職員による暴行・不適正処遇事案について、発覚まで施設にも視察委員会にも確認できずにいたことを考えると、施設内部での調査では明らかにできない不適切な言動・応対等が発生し得ることは否定できないと考える。今後は施設内部による調査だけではなく、客観的な第三者による調査等の対策を検討されたい。	当所職員が暴行・不適正処遇に及んでいたにもかかわらず、管理職・監督職員は約10か月間、気付くことができなかったことに鑑み、本件事案については第三者委員会において議論され、同委員会から提言書が示されており、同提言を真摯に受け止め、今後は同提言に基づく再発防止を図っていく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
224	名古屋刑	R5. 4. 25	貴所職員による暴行・不適正処遇事案について、職員への研修・指導等として、これまで以上に被收容者の人権や尊厳に配慮した言葉遣いや対応がなされるよう要望する。	当所職員による暴行・不適正処遇の再発防止のために人権研修の拡充は必須であるところ、提言書を受けて、管理職に対する研修及び新規採用者に対する研修等を充実させ、本件事案のような暴行・不適正処遇事案の再発防止を可能とする人材の育成を図っていく。
225	名古屋刑	R5. 4. 25	施設の老朽化に伴う衛生面に対する不満が散見される。施設の改築・新築といった長期的な対応とは別に、施設及び居室の衛生管理に不備がないか徹底されたい。	衛生管理については、被收容者の申出だけでなく、各種点検を通じて不備を発見した上、予算事情等を考慮しつつ、優先順位を定めて、必要な対策を実施する。
226	名古屋刑	R5. 4. 25	医療に対する不満が散見される。より一層の適切な診察・投薬等が実施されるよう要望する。	矯正施設における医療は、被收容者の健康を保持・回復させ、適切な処遇を実現する基盤になるとともに、健全な社会復帰を可能にして再犯の防止にもつなげることを目的としているところ、実務においては、当所医師が処方する抗精神病薬の処方量に被收容者が不満を抱く場合など、被收容者の要望どおりに対応することが適切な診療とは限らない場合があるが、被收容者に対する説明・指導を丁寧に行うことにより、できる限り理解を得るようにする。
227	名古屋刑	R5. 4. 25	貴所では、過去（令和元年頃）に被收容者の動作要領に関する内規を変更し、被收容者の行進について軍隊式行進と指摘されないような行進要領にしたとの報告を受けていたが、現在、事実上軍隊式行進が復活しているものと指摘せざるを得ない。変更後の「軍隊式行進と指摘されないような行進要領」に従った運用が実施されるよう要望する。	行刑改革会議提言において指摘されている、被收容者を移動させるに際し、大きな声で掛け声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるなど、軍隊的行進を印象付ける過剰な動作規制を強制することについては、令和元年度の内規の改正により、両腕は自然に振らせることとし、従前に定めていた足を上げる高さの指定や、号令の復唱については既に撤廃しているが、改正前の運用に戻ることがないよう、引き続き、改正の趣旨等について研修や訓示等を通じて職員全体に浸透させていく。
228	三重刑	R5. 3. 9	休日（土曜日、日曜日及び祝日）の病棟内での医療体制、少なくとも入所者の健康状態を把握する体制について、さらなる改善をされたい。	健康状態を把握する必要がある者については、令和3年度、夜間休日は夜勤監督者等でバイタルチェックする旨内規を整備した上、綿密な動静視察により、健康状態の把握を徹底する医療体制に改善し、また令和5年度（令和5年5月）、常勤医師が配置される予定であることから、引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療体制の提供に努める。
229	三重刑	R5. 3. 9	刑務官が受刑者を指導する際の態度について、特に若い職員を中心に、改善の余地がないか見直しをされたい。	若年職員を中心に全職員を対象とした人権に配慮した研修を実施しており、今後も同様の研修を引き続き実施していく。
230	三重刑	R5. 3. 9	大規模な感染症対策が必要な状況における刑務所運営の在り方について検証し、今後同じような状況が生じた場合の対応について、マニュアルの整備を含めて検討願いたい。	職員及び被收容者に対する新型コロナウイルス感染症感染防止対策については、職員や被收容者の人権に配慮しつつ、法務省作成の新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づいたマニュアルを作成し、対策を徹底しているほか、今後同様の状況が生じた場合の対応について、関係機関と連携を図り、引き続き医学的知見に基づいた対策を講じることとした。
231	名古屋拘	R5. 3. 30	面会時間について、面会時間については、「30分を基準とし」、「延長についても個別事情に応じて検討した上で対応している」との回答であったが、面会時間がなされることもあり、個別事件でも、不満が多いと思われる。職員数の問題等はあると思われるが、より柔軟な対応を求めたい。	面会時間については、愛知県弁護士会からの勧告があったことも踏まえ、令和5年3月13日付け所長指示第23号「被收容者と弁護人等以外の者との面会実施時間等について」を発出し、面会時間を30分以下に短縮する場合、その時の職員配置状況等を踏まえて、25分、20分、15分、10分の順に短縮するものと規定している。また、あらかじめ申し出があった場合については、必要性を考慮した上で、面会時間の延長も許可する運用とするなど、面会時間について、柔軟に対応するように面会の運用を改めている。今後も頂いた意見を踏まえて、面会時間について適切に対応していきたいと考えている。
232	名古屋拘	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びウクライナ情勢を原因とする物価の著しい高騰は一般社会では自明の事実であり、拘置所の販売品の購買の際、不自由を感じている被收容者は、極めて多いと推察される。販売品目が少ない、購入価格が高価である等については、全国的な傾向であり、貴所だけの判断で決定できるものではないと思われるが、全国の刑事施設と協議の機会を持ち、法務省とも協議の上、改善がなされるよう要望する。	自費購入品目については、法令によって定められていることから、当所の事情だけで購入品目を増加させることは困難と考えられる。また、購入品の単価についても、指定事業者によって単価が設定されていることを考えると、当所の事情のみで価格を改定することは困難であると考えられる。頂いた御意見については、機会を捉えて上級官庁等へ報告する。
233	京都刑	R5. 3. 16	貴所における新型コロナウイルス感染症の感染状況について、被收容者に対し、より一層分かりやすく、かつこまめな情報提供に努められるよう要望する。	当所の新型コロナウイルス感染症の感染状況について、被收容者に対し、これまで以上に分かりやすく、かつ、こまめに情報提供することとした。
234	大阪刑	R5. 3. 31	認知症対策は喫緊の課題であるところ、長期收容者に割合が高く、今後、大きな問題になってくるため、施設全体として取り組まされたい。	当所では、令和元年7月3日付け法務省矯正第595号法務省矯正局成人矯正課長、矯正医療管理官通知「受刑者に対する認知症スクリーニング検査等の実施について」に基づき、入所者のうち60歳以上の者、又は60歳未満であっても生活状況等から認知症が

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				疑われる者に対しては、原則、長谷川式認知症スケール検査又は外部医機関において認知症のスクリーニング検査を実施している。 また、養護工場の対象者に対しては、作業療法士が計算問題等を実施させるなど、認知症の進行を抑制する対策を行っている。加えて、機能向上作業の実現に向けて計画を進めているなど、施設全体として取り組んでいる。
235	大阪刑	R5.3.31	新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株の感染能力は依然として高く、後遺症が残ることもまれではないので十分に注意されたい。	新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に5類感染症に変更されたものの、その感染力は依然として高く、感染が拡がることにより、業務遂行に大きな影響が生じる可能性があることから、引き続き、感染防止対策を徹底していくこととした。
236	大阪刑	R5.3.31	被收容者の心身の健康を維持するためには適切な運動も必要であることから、休日の居室内運動をラジオ体操に限ることなく、静穏にての腕立て伏せ、腹筋、スクワット等、被收容者の希望にも配慮されたい。	限られた職員配置により、被收容者の動静視察を行うため、被收容者に対しては、居室内の動作を一定程度制限せざるを得ず、休日日に居室内で腕立て等の運動を認めることは困難である。
237	大阪刑	R5.3.31	精神疾患が疑われるような被收容者を把握し、診察等の必要な配慮を行われたい。	精神疾患が疑われる者に対しては、精神科医師による診察及び投薬等の処置を実施し、必要に応じて福祉的支援も行っている。 なお、被收容者の精神変動等による特異な動静については、関係各所に連絡して情報共有を図っていると、今後も連携を強化していくとともに、医務、分類等から得られた情報については、適切に処遇に反映させるなど、引き続き被收容者の状況把握と適切な処遇に努めていく。
238	大阪刑	R5.3.31	岸和田拘置支所について、女子被收容者の居室担当職員（女性）の交代要員がないため、少なくとももう1名の女性職員を増員されたい。	令和4年10月20日付けで女性職員（刑務官）を1名増員している。
239	大阪刑	R5.3.31	岸和田拘置支所の「鍛錬場」について、床の補修工事を施されたい。	現地調査を実施した結果、武道訓練実施に支障はなく、現時点において補修の必要はないと考えているものの、経年劣化状況等に応じて適宜適切に補修を実施していく。
240	大阪刑	R5.3.31	受刑者の社会復帰、出所後の自立支援も視野に入れた、より効果的な処遇を実施するよう要望する。	高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害を有する者のうち、釈放後に自立した生活を営む上で、公共の福祉機関等の福祉サービスを受けることが必要であると認められる者について、福祉的支援を実施している。 また、公共職業安定所と連携するなどし、就労支援の積極化を図っている。
241	大阪刑	R5.3.31	自立及び再犯防止に向けたより効果的な施策を検討されたい。	令和5年度においては、キャリア教育プログラム（一般改善指導）の試行を予定しており、教育の充実を図っていく。
242	大阪刑	R5.3.31	矯正指導日等の学習、講座等を見直し、社会復帰後の就労に繋がる内容を取り入れるなど、就労支援が効果的に機能するような施策を要望する。	矯正指導日に就労支援に関する視聴覚教材を放送するなどし、就労につながる教育活動の機会を増やした。今後、ハンドブック「就労支援ことはじめ」を活用し、就労支援制度の理解、就労意欲の喚起・維持を図っていく。
243	大阪刑	R5.3.31	不祥事が生じないよう、提案箱や面談によって被收容者から刑務官の具体的な行為（暴行・暴言）の申告があった場合には、視察委員会が直接、当該刑務官から事情聴取できるようにされたい。	頂いた御意見を踏まえ、対応を検討したい。
244	大阪刑	R5.3.31	刑務官による被收容者に対する暴行・暴言が発覚した際には、視察委員会が推薦する第三者を入れた調査委員会によって事実関係と原因を調査し、その調査結果を視察委員会に報告されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
245	大阪刑	R5.3.31	懲罰手続が公正になされていないとの申告が被收容者からしばしばあるが、この公正性を確保するため、懲罰手続を透明化する必要があるため、視察委員会による傍聴がいつでもできるようにされたい。	懲罰手続は慎重かつ公正に行っているところ、懲罰審査会は不定期に週2回程度開催しているため、日程調整の上で傍聴いただくことは可能である。
246	大阪医療刑務所	R5.3.24	新棟建設中は、収容率が全体で25%前後と低く抑えられているように見受けられるが、新棟稼働後は、適正な収容率に上げるよう要望するとともに、適正な収容率について、具体的な目標があるのであれば、これを明らかにされるよう要望する。	当所は医療専門施設として、他の矯正施設で治療困難な被收容者を受入れ、専門的治療を実施している。新棟稼働開始後は、当所において治療可能な被收容者は可能な限り受入れていく方針であり、収容率の目標等は定めていない。 なお、新営工事中は、病室の使用にも制限を行わざるを得ないため、収容率が低めになっていることを御理解いただきたい。
247	大阪医療刑務所	R5.3.24	常勤の歯科医師、歯科衛生士を確保するよう要望する。	当所における専門的治療を要する被收容者の疾病傾向等を踏まえ、適切な専門科目別の医師の採用やその他スタッフの確保に努める。
248	大阪医療	R5.3.24	医療刑務所に移送されてきた後、短期間で死亡に至	終末期医療を目的とした患者の場合、予後等を十分

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
	刑務所		る受刑者が見られるが、今後もその理由について本委員会に説明されること、及び、その理由の主なものについて、意見書に対する回答として、明らかにされるよう要望する。	検討して受け入れているが、実際にどれくらい存命するか予見することは極めて難しく、当所へ入所後、短期間で死亡する者が一定数存在する。 短期間で死亡した案件については、引き続き、視察委員会に対して説明を実施したい。
249	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	経理系、とりわけ炊場担当の受刑者について、他の受刑者と比較して、起床時間が早かったり、作業時間が長かったりするため、就寝時間を早めたり、作業時間について短縮する制度、仕組み等を検討されることを要望する。	炊事工場の就業時間を減らすためには、就業受刑者を増員する必要があるため、増員に向けて他の刑事施設と調整中である。 なお、就寝時間及び起床時間については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第12条1項2号に基づき定めている。
250	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	経理系、とりわけ炊場担当の受刑者について、就業日には映画の視聴ができないことがあるため、炊場担当の受刑者において、映画を視聴できる機会を確実に確保されるよう要望する。	一部の炊事工場受刑者のみが映画視聴できないような事態を防止するため、放送回数、放送時間について検討する。
251	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	新型コロナウイルス感染者数の減少、感染症としての対応緩和に応じて、必要となる制限を設けながら、2019年以前に行っていた観桜会や運動会、カラオケ大会、クリスマス会等について、これらの行事を着実に実施するとともに、実施する予定の行事の優先順位、具体的な実施プランを明らかにするよう要望する。	令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたところ、当所内の感染状況を勘案した上で、運動会、カラオケ大会、クリスマス行事、卓球大会、彼岸法要等、各行事の開催を検討し、具体的な実施プランができ次第、情報提供することとしたい。
252	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	新型コロナウイルス感染者数の減少、感染症としての対応緩和に応じて、外部講師を呼んでの指導、篤志面接等について、必要となる制限を設けながら、これらを実施するよう要望する。	令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたところ、当所内の感染状況を勘案した上で、各教諭師、篤志面接委員の協力を得て、各種指導（書道、美術、歴史等）の開催及び篤志面接委員による面接の実施を検討したい。
253	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	患者受刑者への侵襲を伴う治療・手術を行うにあたり、患者受刑者に対し、その治療内容、副作用や後遺症発生のリスク等について、十分な説明を行い、患者受刑者等から同意書を取得する等、適正なインフォームド・コンセントを実施するよう要望する。	治療・手術前、入所時及び選送時に病状、治療内容等を説明している。必要に応じて、受刑者又はその家族に同意書への署名を求めるとともに、インフォームド・コンセントを適正に実施している。
254	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	本人又は遺族からカルテ開示の要求があれば、これに応じることを要望するとともに、現状の開示手続について、法律以外の内規等があればこれを明らかにされるよう要望する。	開示請求の窓口は大阪矯正管区であるところ、当所被収容者等から開示希望及び開示手続に係る質問があれば、大阪矯正管区の連絡先等を教示した上、直接問い合わせるよう回答している。
255	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	色鉛筆や画筆等の絵画用具について、学習用のみならず、趣味や手紙を書くためにもその使用を認めるよう要望する。	「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」第7条別表7に基づき、原則、学習用に限りその使用を認めているものであり、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
256	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	受刑者の優遇措置に関する訓令第6条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については、優遇区分第4類へ指定するとの規定の見直しを求めるとともに、当該見直しについて、上級官庁も含めた具体的な取組内容を明らかにされるよう要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
257	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	受刑者の社会復帰支援に役立つ教材について、現在利用可能なもの及び、今後購入等する予定のあるものについて、具体的に明らかにされるよう要望する。	従前、資格関係書籍については、日本漢字検定、高卒認定試験ワークブックを備えていたところ、前回の要望を受け、令和5年2月、簿記、英検、フィナンシャルプランナーに関する書籍、合計29冊を新規購入し、備え付けた。今後も受刑者の社会復帰支援に役立つ教材について、適宜、検討して備え付けることとしたい。
258	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	職員間の各種ハラスメントがあった場合について、この1年間で、安心かつ効果的な相談体制が実現しているか、施設側として、ハラスメント対策として課題と考える事項について、明らかにされるよう要望する。	当所内規においてハラスメントに関する苦情相談体制を整備し、所内の掲示板に相談先等を常時掲示している。 相談員のスキルアップが必要不可欠であるところ、令和4年度、苦情相談員を対象とした研修を実施し、相談員の知識及び技能の向上に努めた。
259	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	職員のワークライフバランスの推進と組織運営体制の改善について、この1年でこの方針をどのように実現しようとしてきたのか、また、実際にどれだけ実現できたのか、残った課題は何か、来年度その課題にどのように取り組もうとしているか、その取組に向けた計画も含めて明らかにされるよう要望する。	当該内容は当所の施設運営方針の一つであるところ、大きく①男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進等、②不祥事を起こさせない組織の構築、がその柱となっている。①については、令和4年度4月から2月までに子供が生まれた5名の男性職員に対し、対象者の業務調整や他部署からの応援配置等を行った結果、全員が5日以上の出産・育児参加休暇を取得したとともに、2名については約1か月の育児休業を取得させることができた。②については、職員不祥事防止には、職員研修が非常に有効な手段であるところ、令和5年度以降、より真剣に受講させる・強く興味を引くものとするについて実施要領等も含め検討の上実行することとしている。
260	大阪医療	R5. 3. 24	職員の福利厚生観点から、職員の勤務時間中の食	当所は現在全体改築工事中であり、現在は非常に狭

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
	刑務所		事（昼食等）を取りやすくするため、飲食物等を購入できる手段を確保するよう要望する。	い中での勤務を余儀なくされていることから新たな対応を行い得る状況にはないところ、工事完成後、御指摘の件については検討を進めていきたい。
261	大阪医療刑務所	R5. 3. 24	視察委員会の開催回数について、当視察委員会が必要として開催しようとする会議の開催を認め、それに対する予算が不足する場合は、事後的にも予算措置を講じることを要望する。	視察委員会委員の手当については、予算の範囲内で執行することが求められており、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
262	神戸刑	R5. 3. 28	被収容者の処遇について、人権を最大限尊重した適正な処遇が行われることを求める。	職員に対して、機会あるごとに被収容者の人権及び法令に基づく適正、適切な処遇について必要な研修を実施しており、今後も引き続き研修等を通じて指導等を行っていくこととする。
263	神戸刑	R5. 3. 28	新型コロナウイルス感染症について、矯正施設ではひとたび感染が広がれば、急拡大する可能性もあることから、今後も感染防止対策に留意し、所内の衛生管理と感染者が発生した際の適切な対応を求める。	重症化リスクの高い被収容者を多数収容しているという観点からも、引き続き、職員にはマスク着用を義務として、手指消毒を徹底するなどした基本的な感染症対策を徹底していくこととしたい。
264	神戸刑	R5. 3. 28	高齢被収容者が年々増加している状況において、高齢被収容者の個々の状況に応じた刑務作業の実施や改善指導について検討することを求める。	処遇部門職員によるコグニティブトレーニングの実施回数を増やして認知機能の向上を図るなど、今後も高齢被収容者の個々の状況に応じた処遇を充実させていくこととしたい。
265	神戸刑	R5. 3. 28	高齢被収容者に対する定期的な医務回診、診察の実施と配薬等の病状に応じた医療的な措置が適切に行われているか検証し、改善点があれば速やかに見直すよう求める。	当所における65歳以上の高齢被収容者の割合は、全体の15%を占め、様々な疾患を抱えている者が少なくないことに鑑み、現在症等を記載した高齢被収容者リストを作成して情報共有を図っている。 准看護師による診察受付等のための巡回や医師の診察の際には、個々の病状をしっかりと把握した上で必要な処置や薬剤の処方を行っていることに加え、当所での対応が困難と思われる場合は、外部医療機関への診察を依頼して適正な処置が行えるように努めている。
266	神戸刑	R5. 3. 28	自殺による死亡事案が発生した場合、刑務所独自でその原因について徹底した検証を行い、同種事案を回避するための方策を講じることを求める。	自殺による死亡事案が発生した場合は、その都度、原因を究明して、必要な改善措置を講じている。同事案を防止するためには、職員による心情把握に努める必要があることから、一方策として、心情を吐露する発受信や面会の内容について、職員間で情報共有したり、外国籍の被収容者については、翻訳機能を有するアプリを活用した面接を実施することを検討し、必要な対策を講じていくこととしている。
267	神戸刑	R5. 3. 28	事件送致事案について、事案発生の原因を究明し、再発防止対策の徹底を求める。	引き続き、事件送致事案が発生した際には、その原因等について、適切に究明して、再発防止に努めていきたい。
268	神戸刑	R5. 3. 28	職員の被収容者に対する言動についての苦情が多く寄せられており、施設の規律秩序の維持及び適正な運用以外の理由で被収容者の人権が侵害されることのないよう注意喚起するとともに、処遇に携わる職員に対する研修等を充実させ、人権感覚の醸成を求める。	例年、幹部職員による人権研修を行っており、令和4年度については、名古屋刑務所事案を受け、被収容者に対する不適切な言動等の防止について、施設長による訓示を行っている。令和5年度については、外部の専門家による人権研修を実施して研修内容の充実を図っていくこととしたい。
269	神戸刑	R5. 3. 28	防寒及び猛暑の対策について、持病のある者や高齢被収容者の中には体温調節が困難な者もいるため、被収容者の状況に応じた柔軟な対応を求めるとともに、特に冬のカイロの使用については、被収容者の健康状態に配慮して必要に応じて許可することを求める。	令和4年度については、居室棟へ暖房機器をレンタル設置するなどして対応してきたところ、施設での対応にも限度がある。令和5年度については、他施設の状況も踏まえ、カイロの自弁購入を容易にするなどした対応とする予定である。
270	神戸刑	R5. 3. 28	反則行為や懲罰の科罰について、担当者の対応に統一した基準がない、被収容者が職員の対応について言葉で抗う場合には、即反則行為の調査、懲罰の対象とされてしまう等の意見が寄せられており、特に懲罰の科罰については、慎重かつ人権に最大限配慮した運用を求める。	懲罰を科するに当たっては、被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設に及ぼした影響、反則行為後における被収容者の態度、受刑者にとっては懲罰がその者に及ぼす影響その他の事情を考慮しているところ、その点を踏まえ、引き続き、科罰手続を含めて適正な運用を行っていきたい。
271	神戸刑	R5. 3. 28	図書の購入について、購入可能な図書の種類が著しく制限されている、購入した図書が手元に届くまでに時間が掛かる等の意見が寄せられており、施設の貸出図書のみでは被収容者の要望を満たすことは困難であることから、自己研鑽のために教則本や問題集などの購入希望があった場合には、社会復帰後の就職に結びつく資格取得に向けた姿勢と評価し購入を積極的に認めるなど、柔軟な対応を求める。	書籍の閲覧については、法令に基づき、書籍の内容が刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合などは制限を行っているところ、購入できる書籍の種類を限定する制限は行っていない。 購入書籍の交付は、その内容、分量等に照らして訓令等に定められた期間内に交付しており、今後も、期間を超過することのないよう努めていきたい。
272	神戸刑	R5. 3. 28	建物の外で行われる運動会や各種催しについて、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じた上での再開を求める。	令和5年度については、被収容者の行事として、5月以降にソフトボール大会（高齢者を多数収容する工場については、ゲートボール大会）を、10月以降に運動会を、それぞれ実施する予定としている。 また、当所の庁舎内の敷地等を会場として、施設矯正展の開催も予定している。
273	神戸刑	R5. 3. 28	被収容者の食事について、食事の量、内容、喫食時	食事の量については、矯正施設被収容者食料給与規

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			間及び食器の衛生管理に関する意見が寄せられており、被收容者の数少ない楽しみでもある食事の内容、量の配分及び衛生管理の徹底を求める。	程（平成7年法務省矯正施設訓第659号大臣訓令）等に基づき給与しており、施設限りで対応できない事項であるため、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。 また、内容については、令和5年度も食事に関するアンケートを踏まえた献立の検討を行うこととし、公平な配分及び衛生管理、喫食時間の確保についても、引き続き適切に対応していくこととしたい。
274	神戸刑	R5. 3. 28	視察委員会の活動内容について、年度最終の意見に対する回答だけでなく、委員会開催時に行われる議論の内容についても、被收容者に定期的に公表するよう求める。	視察委員会の活動記録については、所内誌等を通じて、被收容者に情報提供することを検討したい。
275	神戸刑	R5. 3. 28	視察委員会開催時の面接については、面接を希望している被收容者だけでなく、釈放前の被收容者や現場に携わる職員との面接を令和5年度も求める。 また、被收容者に対する処遇に係るアンケート調査の実施を検討しているので、協力を求める。	令和5年度についても、引き続き、令和4年度と同様に視察委員会による職員面接及び被收容者面接に協力したい。また、視察委員の方々が職員に帯同する形により、被收容者処遇の現状及び職員の執務環境等の理解を深めることに資するものと思料されるため、その実施についても検討していきたい。
276	加古川刑	R5. 3. 29	被收容者から「職員に理由もなく怒鳴られた」「説明がないにもかかわらず怒られた」等の意見が見られた。被收容者を注意する際には、所内生活の心得等に基づいて行うようにし、なぜ注意されているのか理解できるように心掛け、決して「理由もなく怒鳴る」ことのないよう努められたい。	被收容者を指導する場合には、感情に捕らわれることなく、個々の受刑者の特性や理解力に応じた指導に努めるよう指示しているところ、今後も引き続き適切な指導の徹底を図っていく。
277	加古川刑	R5. 3. 29	看護師の処置が医師の判断に基づくことを被收容者に伝えることを徹底されたい。	今後は、処置を行う前に、被收容者には医師からの指示である旨の説明を徹底し、被收容者に誤解を与えることがないように努めたい。
278	播磨セ	R5. 2. 27	今後も、受刑者に「人の役に立つ存在である」と実感させる試みを継続することで、受刑者の更生意欲の促進を図っていただきたい。	職業訓練で収穫した農作物のフードバンクへの提供や、地域の児童を招待した芋掘り会等を実施することで、引き続き、受刑者に地域や社会との繋がりを体感させ、改善更生への意欲を喚起していく。
279	播磨セ	R5. 2. 27	今後も、ワードやエクセルの習得、スマホアプリの開発等、受刑者の知識や能力に応じた段階的なデジタルスキルに関する教育を実施し、高い就職率を維持していただきたい。	円滑な社会復帰支援や在所における就職率向上のため、引き続き、就労に直結したデジタルスキルを習得できる職業訓練を実施していく。
280	播磨セ	R5. 2. 27	今後も、貴所の就労支援に係る活動を、他施設や協力雇用主を含む外部機関、各種メディアに積極的に広報していただきたい。	各種協議会や取材等を通じて、引き続き、他施設、外部機関及び各種メディアへの情報発信を継続していく。 また、大学や保護司会等、各団体からの施設参観等の申込みに際しても、積極的に受け入れていく。
281	和歌山刑	R5. 3. 31	昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、運動に制限が設けられたり、受刑者が楽しみにしている行事が中止になるなどしているところであるが、受刑者に最大限に配慮いただきながら、今後も必要な感染防止対策に努められたい。	運動時における用具使用や行事等については新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で従来の内容を変更せざるを得ないものもあるが、工夫しながら実施できることを取り組んでいくとともに、今後も適切な感染防止対策に努めていきたい。
282	和歌山刑	R5. 3. 31	食事に関して、甘いものがほしい、おかずのボリュームを増やしてほしい、パン食を増やしてほしい、集会や祝日菓子の菓子が少ないといった意見が恒常的に見受けられた。レトルト食品が増えたことを指摘する意見・提案書も多かった。食事については、今後とも工夫・配慮されることを要望するとともに、年に1回食事に関するアンケートを行っているとのことであるが、可能であれば、アンケートを行う頻度を増やしていただき、アンケート結果を受刑者にフィードバックしていただくことを要望する。	受刑者対象の食事に関するアンケートを実施することにより希望を調査し、これらの希望を考慮しつつ、予算、栄養価及び調理技術等を総合的に検討した上で、献立部会で献立等を策定しているところ、引き続き適当な献立等を策定していきたい。また、集会等の菓子については、食べ残しの多い菓子を除外したり、高齢者でも食べやすいものを選定するなどしているところ、今後も選定に当たって配慮したい。 なお、アンケート結果のフィードバックについては従前から行っており、今後も継続する。
283	和歌山刑	R5. 3. 31	入浴時間については、脱着衣時間を含めて20分と制限されており、そのわずかな時間さえ十分に確保されていない場合もあるようである。少なくともこの20分という入浴時間についてはきちんと確保するとともに、可能であれば5分でもよいので入浴時間の延長を要望する。	入浴時には脱着衣時間を含まず、内規に定められた20分を確保しており、湯船につかる時間が最大となるよう配慮している。また、受刑者に対して必要以上に注意喚起を行ったり、時間内にもかかわらず急かすような指導にならないよう、引き続き職員に対する指導を行いたい。
284	和歌山刑	R5. 3. 31	購入を希望する物品が目録になかったり、希望するサイズがなかったりすることが少なからずあるようである。食事と同じように受刑者にアンケートを取っていただき、その需要についても把握していただくことで、一部、購入可能物品について見直す余地もあるのではないかとと思われるため、前向きに検討されたい。	被收容者による自弁物品等の購入については、関係法令に基づき、刑事施設の長が指定する事業者から購入するものに制限しているところ、かかる被收容者の意見内容は尊重するもの、同事業者と刑事施設とは自弁物品の購入に関して契約関係にあり、各意見による購入品目の拡大は困難であると思料されることと、当所の意向のみでは対応できない事項であることから、意見内容を同事業者にも伝達することとしたい。
285	和歌山刑	R5. 3. 31	購入物品の価格が総じて高いという意見が少なからず見受けられた。受刑者への負担が過度にならないようご配慮いただき、必要に応じて上級官庁にもお伝	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			えいいただきたい。	
286	和歌山刑	R5. 3. 31	タイツを工場洗濯にしてほしいとの意見や、シャツやパッチなど厚手の下着類は手絞りが大変であり、特に冬場はなかなか乾かずに困っているのが工場での洗濯ないし脱水してほしいとの意見が複数見られた。女子施設でのみ下着類の自己洗濯が課されるという状況は、時代の流れにそぐわない。上級官庁にもお伝えいただき、少しずつでも改善されることを望むものである。	女子刑事施設においては、下着類の自己洗濯が前提で施設設備が整備されており、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。 なお、厚手の下着のうち厚手シャツ等、内規に定めている衣類については、洗濯工場での洗濯を認める運用としている。
287	和歌山刑	R5. 3. 31	高齢者への補聴器の貸し出しを望む意見が複数寄せられ、補聴器は高額であり、個人差があるため個別の調整が困難であるとの回答を頂いているところであるが、この高齢化社会においては、今後、視力や聴力に難を抱えた高齢者の割合がますます増加することが想定され、こうした問題への対応は避けられない。難聴の場合は職員の指示が通らなかつたりするなど、処遇における弊害も少なくないと思われる。 上級官庁とも相談の上、長い目で対応について検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
288	和歌山刑	R5. 3. 31	数は多くないが、職員の受刑者に対する言動について苦情を申し出るものがあった。視察委員会として事実を確認するつもりはないが、受刑者も人格を持った個人として尊重されるべきであり、更生に向けた途上にある。受刑者の更生を支援することを念頭に置き、受刑者と接することを望む。また、注意・指導等について、職員によって判断基準が異なるように感じられるという意見も少なからず見受けられた。受刑者に不公平感を抱かせないためにも、注意や指導に限らず、職員が受刑者と接する際には、できる限り公平な姿勢を保っていただくよう要望する。	受刑者の人権に配慮し、改善更生の意欲を喚起する指導ができるよう、引き続き、職員研修に取り組んでいきたい。
289	和歌山刑	R5. 3. 31	受刑者の就寝中の見回りの時間帯における職員の声が大きいの意見も見られたので、この点も受刑者に配慮されたい。	就寝時間中においては、就寝中の者に一層配慮するよう職員に指導していきたい。
290	和歌山刑	R5. 3. 31	以前、職員との懇談会を設けていた際には、職員から、労働環境等に関する様々な悩みが聞かれた。それにもかかわらず、そうした悩みについて匿名で相談できる専用の窓口がなく、なかなか悩みを打ち明けることができないという声もあった。刑務所は、ストレスの多い職場であることを踏まえ、個々の職員が悩みを打ち明け、そのストレスを解消でき、またそれらを職場の労働環境の改善につなげていけるようなシステムの構築を望むとともに、コロナ禍が収まった暁には、職員との懇談会を再開されたい。	メンタルヘルス相談やハラスメント相談のほか、匿名でも相談できる各種窓口を設置していることから、改めて職員に周知したい。また、視察委員会と職員との懇談会の再開は検討したい。
291	京都拘	R4. 5. 30	支所の提案箱を回収した期間中の対応として、貼り紙等で提案箱が戻ってくるまでの期間を表示してもらうよう検討されたい。	提案箱回収期間中は、設置個所に「提案箱について、〇月〇日頃に戻る予定」等と記載した用紙を貼付するよう改善した。
292	京都拘	R4. 5. 30	支所の視察をリモートでカメラの映像を通じて所内視察、概況報告を聞いたりできないか検討されたい。	法務省情報セキュリティ対策基準に反するおそれがあるなど、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は上級官庁に報告する。
293	京都拘	R5. 3. 13	お菓子の購入について、購入できる数量を増やすことを検討されたい。	お菓子の購入回数を、週に2回、1回につき5個まで購入できるように検討する。
294	京都拘	R5. 3. 24	職員の態度が被収容者によって異なる、言葉の暴力や侮辱的な言葉遣い、乱暴な指導があるといった訴えが被収容者からあったので、被収容者の人格を尊重した対応が確保されるよう、効果的な研修を実施するなど、職員に対する指導を徹底されたい。	令和4年4月8日に初任科研修者に対する人権研修、同年9月26日及び同月28日に処遇部門で勤務する採用後5年未満の職員に対して、被収容者への不適正処遇事案についての研修、同年10月31日から同年11月2日まで、看守長以下の職員に対して某少年院におけるろう絡事案についての研修、同年12月12日に名古屋刑務所における暴行・不適正処遇事案についての全体研修、令和5年2月27日から同年3月1日まで、不適切言動等の防止に関する研修等を実施しており、今後も適宜、職員に対して被収容者の人格を尊重した対応が確保される効果的な研修を実施する予定である。
295	京都拘	R5. 3. 24	職員（再任用職員ではなく正規職員）の増員を本省に求められたい。	職員の増員については、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は上級官庁に報告する。
296	京都拘	R5. 3. 24	職員用喫煙場所の設置を検討されたい。	喫煙場所の設置について、職員から意見を聴取するなどして具体的に検討している。
297	京都拘	R5. 3. 24	設置済みのエアコンの活用など職場環境の改善を求める。	エアコンについては、予算事情を勘案し、内規に基づき使用している。また、効率的にエアコンを使用すべく、夏場はWBG T値（暑さ指数）を採用する取組も試みた。今後も、気温等の状況に応じ、予算の範囲内で柔軟に対応したい。
298	京都拘	R5. 3. 24	パワハラや職場の人間関係、言葉遣いなどに関する	毎年、ハラスメント防止に係る研修を実施している

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			研修の実施・充実を求める。	ところ、より一層効果的な研修となるよう内容の充実を図り、パワハラ防止や適切な職場の人間関係、言葉遣いの改善を徹底していく。
299	京都拘	R5. 3. 24	ハラスメントに関する相談窓口及びメンタルヘルスに関する相談窓口の周知徹底と相談しやすい環境の整備を求める。	各種相談窓口については、内規を発出の上、掲示板に掲示するなどして周知徹底しているところ、今後も風通しの良い職場環境を構築し、相談しやすい環境の整備に努めたい。
300	京都拘	R5. 3. 24	裁判員裁判への出廷の際、女性被告人は「靴に見えるサンダル」を使用していない事例が見られるため、男性被告人だけでなく女性被告人についても「靴に見えるサンダル」が貸与可能であることを積極的に周知されたい。	裁判員裁判が予定されている被收容者に対して、入所の際に、受持ちの居室棟担当職員からフック式ネクタイ、靴型サンダルの取扱いを説明している。 また、裁判員裁判の期日が迫った被收容者に対し、同担当職員が再度、個別に使用希望の有無を確認している。
301	京都拘	R5. 3. 24	現在の指定商品のボールペンは、かすれたりすぐに書けなくなったりするという声があるので、購入（自弁）できるボールペンの種類を増やすなど、購入（自弁）物品の充実を図られたい。	被收容者が購入できるボールペンを文字がかすれにくい低粘度インクを使用したボールペンに変更した。
302	大阪拘	R5. 3. 30	視察委員会の質問に対する回答については、正確性が求められるものであり、質問した視察委員会会議の次回会議の書面回答となることは理解はするが、所長が各回の委員会に参加し、委員との質疑応答、意見交換に臨み、書面回答は必要な範囲にとどめるという運営を望みたい。	刑事施設の適正な運営を期するため、これまでのとおり、できる限り、視察委員会の有益な意見を聴くことができる会議となるよう所長が各回の委員会に参加し、委員との質疑応答、意見交換に臨み、書面回答は必要な範囲にとどめるという運営に努める。
303	大阪拘	R5. 3. 30	旧居室棟から新居室棟に居室が変更することにより、被收容者に対する処遇が変更する場合、引き続き、不利益がないよう配慮するとともに、処遇変更の内容等については被收容者に周知されたい。	被收容者に対する処遇変更等があれば、その都度、告知放送等により被收容者に周知しているところ、引き続き、かかる運用を継続する。
304	大阪拘	R5. 3. 30	「前へ進め。」「右向け右。」などの号令について、一定の理解はできるが、過度な号令や指示等は、被收容者に対する威圧ともなりかねない。他施設において職員による被收容者への暴力事件も報道されているところであるので、被收容者に対する職員の言葉遣いや態度等については、引き続き、研修及び指導等を願いたい。	限られた職員で多数の被收容者を処遇している中で、逃走、自殺、暴力行為等の保安事故を未然に防止し、安全かつ平穏な共同生活を維持するためには、職員の号令等を通じて、被收容者に一定の行動をとらせる必要が多々ある。職員に対しては、被收容者の人権尊重を念頭に置いた言葉遣いや態度等を徹底するよう、研修等を通じて指導しているところであり、引き続き、かかる指導を継続する。
305	大阪拘	R5. 3. 30	令和3年度の視察委員会から提出した意見に対する回答において、売店購入価格については、上級官庁に報告するとのことであったが、報告の結果等について明らかにされるべきであり、差異の解消に向けて尽力いただきたい。	令和3年度の視察委員会から受けた意見については、上級官庁に報告している。今後も、視察委員会の要望等において、施設限りで明らかにできるものについては対応する。
306	大阪拘	R5. 3. 30	郵便制度の運用の変更は、その都度、被收容者には告知するとともに、『拘置所生活の心得』などにも記載して周知していただきたい。	被收容者が利用できる郵便制度に変更があった際には、生活の心得にその内容を反映するとともに、告知放送による周知を行っているところ、引き続き、かかる運用を継続する。
307	大阪拘	R5. 3. 30	カイロの差入れは拘置所内の売店からのみとの回答を得ているが、令和4年12月から差入れも、所内売店からも購入不可との情報が複数寄せられた。使い捨てカイロの購入ができないのであれば、冬季において暖を取る手段が制限され、不必要な苦痛を与えるものともいえる。仮に、使い捨てカイロを所内売店から購入できない取扱いがなされているとすれば、早急に改められたい。	使い捨てカイロについては、メーカー都合により、令和4年12月6日申込分をもって、一時販売中止となっていたところ、令和5年3月に指定事業者から代替品が購入可能になった旨の連絡を受け、同年4月1日から取扱いを再開しており、現在、指定事業者からの直接購入及び差入れのいずれも可能となっている。
308	大阪拘	R5. 3. 30	被收容者に対する処遇は、健常者を前提とした画一的な処理ではなく、高齢者や身体障害者、その他の障害者等の特性や個性に応じて柔軟な対応をすべきである。	高齢の被收容者や身体に障害を有する被收容者を多数收容している中で、各人の状況に応じ、可能な範囲で柔軟に対応している。
309	大阪拘	R5. 3. 30	LGBT等に該当する被收容者が入所した場合には、その者の個性に応じて、柔軟な対応、配慮をすべきである。	LGBT等に該当する被收容者又はその傾向を有する被收容者が入所した場合は、関係規定に基づき、その者の状況に応じた処遇を行っている。
310	大阪拘	R5. 3. 30	面会室のマイクについては、声が割れたりノイズが入って聞き取りにくいとの苦情がある。また、当所のマイクはアクリル板前中央に置かれ、かつ、形状も大きいため机に資料等を置いたり、筆記するときに支障を来すこともある。弁護人と被告人の打合せは、被告人の防御権行使の観点からも極めて重要であるので、速やかに、かつ、適切に対処していただきたい。	面会室のマイクについては、弁護人側と被收容者側の双方が同時に音声を出した場合、より大きな音声のみに反応する仕様となっていることから、本システムの使用方法を周知するため注意事項を提示するとともに、必要に応じてON・OFFの切替えをすることとしている。また、現在、マイクは面会室内中央に固定されているが、今後、弁護人が筆記するなどの際、適宜マイクの位置を変えられるよう検討する。
311	大阪拘	R5. 3. 30	死刑確定者等においては、売店で購入できる色鉛筆は赤と青に限定されており、これでは事実上絵画を描くことができない。他色の使用を再開すべく上級官庁に意見具申すべきである。また、色鉛筆の使用が許されないのであれば、代替策としてシャープペンの色の	死刑確定者及び未決拘禁者について、色鉛筆は、関係規定上、自弁の物品として認められる物品に当たらないため、その使用は認められないが、代替策として、黒、赤、青、ピンク、オレンジ、緑、ミントブルー及びラベンダーの計8色のシャープペンシル（及び替

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			多色化を図るなど検討されたい。	芯)の自弁の購入を認めている。
312	大阪拘	R5.3.30	逆流性食道炎の場合に、軟菜食について同意がないと治療薬を処方されないなどの措置がなされているとのことであるが、逆流性食道炎の場合、必ずしも軟菜食の摂取でなければ治療薬の処方が認められないわけではないと思料される。拘置所内に備置している薬剤との関係で上記のような措置を講じているのかもしれないが、被収容者に対する医療措置については、社会一般の医療水準に照らした適切で、医療が必要な被収容者の意思に沿った医療措置が講じられるべきである。	当所を含め、刑事施設の医療は「被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と法律で定められており、当所においても、医師の判断により、社会一般の医療水準に照らして適切に対応している。 逆流性食道炎の場合、当所においては、食事療法及び投薬治療とを組み合わせる形で、軟菜と投薬治療を行っている。逆流性食道炎の治療として、胃酸分泌抑制作用があるプロトンポンプ阻害薬（以下「PPI」という。）処方による投薬治療を行うが、PPIは同作用が強力であるため、長期投薬に伴い、胃酸を弱めることで、酸に弱い菌であるサルモネラなどの生存率が高まることになり、腸管感染症などの有害事象も懸念されることである。そのため酸分泌抑制薬のみならず、生活習慣の改善としての軟菜食提供により、食事療法も併用することで、被収容者を安全に治療している。
313	大阪拘	R5.3.30	拘置所内における医療については、必要な薬剤を備えるようにすべきである。特に、不眠に悩む者に投与される薬剤は、可能な限り多種の薬剤が備置されることが望ましいといえるが、そうでなくても、必要な薬剤については臨時的にでも仕入れて処方できるようにされたい。	被収容者の生命・健康の維持のため、必要な薬剤は備えている。備えていない薬剤の臨時的な購入・処方については、その必要性に応じて行うこととなる。
314	大阪拘	R5.3.30	新型コロナウイルス感染症に医療関係の職員やその家族等が感染すると、医療スタッフに欠員が生じる事態も想定される。また、当所においては透析治療も行っているが、そのスタッフや内科医についても人員が少ないと考慮するので、医療スタッフの増員等を検討していただきたい。	医療体制の充実強化を図るため、地域の医療機関や近隣の矯正施設との協力体制を構築している。なお、職員定員の増員については、当所限りにおいて判断できないため、御意見については上級官庁に報告する。
315	大阪拘	R5.3.30	拘置所は、三密の典型的な施設の一つである。一般社会においては新型コロナウイルス感染症対策が緩和の方向に進んでも、拘置所が密な施設であることに照らせば、被収容者、職員の方の感染防止のため、万全の予防策、体制を採るべきである。また、情報が錯綜したり不十分な場合には外界から遮断された施設においては、不安感も増大すると思われるので、今後とも、必要な情報等については、被収容者に対し周知すべきである。	高齢の被収容者や基礎疾患を有する被収容者を多数収容していることを念頭に置きつつ、地域の感染状況等を踏まえ、必要な対策を適切に実施していく。また、所内感染の拡大時などにおいては、告知放送などによる周知を継続する。
316	大阪拘	R5.3.30	死刑執行場所及び死刑確定者の居室の視察について、①施設運営に意見を述べる視察委員会委員が、施設内部で視察ができない箇所があることに疑義があること、②死刑確定者から視察委員会に対し、様々な意見が提出されていること等に鑑みれば、当該意見等の検討のためにも視察が認められるべきである。	刑場については、視察にはなじまない場所として、視察の対象外としている。 また、死刑確定者の居室の視察については、今後、協議させていただきたい。
317	大阪拘	R5.3.30	視察委員会に対する情報提供資料に記載している当所被収容者の収容定員及び現員については、死刑確定者の人数が記載されておらず、委員からの質問があつて初めてその人数が拘置所から明らかにされるという運用が続いている。この運用について、依命通達に基づいたものであるとの回答であったが、当所には死刑確定者が収容されているのだから、その人数は提供資料に明示すべきである。	刑事施設が視察委員会に対する情報の提供については、収容定員及び収容人員の推移等、依命通達に定められた内容を書面により提供しているところ、死刑確定者数については、今後も口頭で回答することとしたい。
318	大阪拘	R5.3.30	死刑執行にかかる法令等について教示ないし開示がなされるべきである。	死刑執行については、被収容者の処遇に当たる内容ではないため、対応できないことを理解されたい。
319	大阪拘	R5.3.30	刑事学、刑事政策等に関する大学の研究者等有識者を視察委員に増員するよう上級官庁に申し入れていただきたい。	視察委員定員の増員については、当所限りにおいて判断できないため、御意見については上級官庁に報告する。
320	神戸拘	R4.9.13	監視カメラ付きの居室に生活している者が自殺したとのことであるが、今後、再発防止を要望する。	本事案に至った問題点を詳細に調査の上適切に対処するとともに、今後も被収容者の動静視察、心情把握を徹底し、再発防止に努めたい。
321	神戸拘	R5.3.24	医療体制については、常勤医師と非常勤医師、外部医療機関との協力により、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への対応を含め、必要な医療が行われている状況であると認められる。今後とも、医療体制の整備・維持について継続されるよう求める。	引き続き、医療体制の整備・維持について努めていく。
322	神戸拘	R5.3.24	令和4年度は、合計3件の自殺事故事案が発生した。いずれも日常生活で使用する物品による自殺企図であり、夜間の人員配置が昼間に比べ減少し、監視にも限界があることから、施設の対応に問題があると考えられるものではないが、高リスク者のチェックや被収容者の精神状態への配慮等、再発防止に向けて努力されるよう要望する。	本件に至った問題点を詳細に調査の上、適切に対処するとともに、今後も被収容者等の動静視察、心情把握を徹底し、再発防止に努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
323	神戸拘	R5. 3. 24	令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束していないため、他施設の見学は実施できなかったが、委員の見識を深める重要な機会であるので、状況が許す限りにおいて、可能な限り実施されるよう要望する。	視察委員会の視察場所は所管施設及び同施設の支所とされており、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は上級官庁に報告する。
324	鳥取刑	R5. 3. 31	複数の被収容者から、一部の貴所職員から暴言を受けた等の意見があり、視察委員として暴言等の事実を認定するものではないが、過去にも同様の意見が視察委員会に寄せられており、一部の職員の言動において、問題がある可能性は否定できないことを踏まえ、貴所において職員へ実施する人権研修等について、単に講義を聴くだけでなく、聴講する職員が参加するなど双方向性の研修について実施の検討をいただきたい。	全職員に書面による調査を実施したところ、暴言をした職員や、それを見聞きした職員は確認できなかった。また、居室や収容棟廊下等の監視カメラの検証を行ったところ、職員による被収容者への不適切な言動は確認できなかった。 被収容者に対する言葉遣いについては、職員研修等を通じて機会あることに注意喚起を行っているものの、被収容者から暴言の類いと捉えられることのないように、職員研修の実施方法については、受講者が主体的に参加する意識が持てるようグループ討議形式で行うなど、より効果的な研修となるよう工夫する。
325	鳥取刑	R5. 3. 31	職員が被収容者への対応に困っている場合などに相談できる窓口を設置するなど、職員をサポートする体制についても検討していただきたい。	職員の相談体制については、当所においてそれぞれの職域や階層等に応じたものとして整備しており、より効果的な運用ができるよう、積極的に職員に発信していきたい。
326	鳥取刑	R5. 3. 31	移送前との治療が異なることなどにより健康不安を訴える被収容者に対して、貴所における治療について診療情報を提供し、被収容者が理解できるよう努めていただきたい。	被収容者の医療情報については、移送元施設から送付された連絡票等の情報を踏まえて、被収容者の申出、看護師等からの報告等に基づいて診察を実施している。また、医師の知見等に基づき、治療方針や投薬処方等について被収容者への説明を実施しており、診察時間及び処方の都合等により、その場において患者から理解を得られない場合は、願箋により薬剤等の指示を行う旨を告知している。加えて、刑執行開始時の指導においても、医師の判断によって、薬剤名等が違う同じ効能の薬剤を処方していることを指導している。
327	鳥取刑	R5. 3. 31	刑務所内においては、生活指導上の減点制度があり、減点が累積された場合には居室内でのテレビ視聴が一定期間制限されるが、減点されていない同室の者もテレビの視聴が制限されているとの意見があり、そのような連帯責任を課すことの合理性はないと思料されるため、個人への減点の累積に対して不利益を課す場合、減点を受けた当該個人以外の者にも不利益の効果が及ぶことがないよう、不利益の内容について再度検討していただきたい。	テレビ視聴の制限に関して、職員が居室ごとの行状等について採点を実施し、1か月間の累積減点数に応じてテレビ視聴の制限を行っている。受刑者には、他者に迷惑を掛けてはならないという社会性をかん養する観点からも、日頃からテレビ視聴制限のルールについても指導を行っており、このような取組は、社会生活に適應する能力の育成を図ることに資するものと考えているため、当所の取扱いについては、合理性があるものと考えている。
328	鳥取刑	R5. 3. 31	工場内の手洗い場に置いてあるプラスチック製のコップについて、共同で使われており、不衛生ではないかとの意見があった。洗浄が不十分な状況において複数人が同一のコップを使用することは、衛生上問題があると思われる。このため、工場内手洗い場でのコップ使用の必要性を検討していただきたい。コップ使用が不要である場合は撤去することが望ましいと思われる。他方、コップ使用が必要である場合には、コップ使用において衛生上問題ない方法を考えていただきたい。	工場内で、服薬時や水分補給のため水を飲用する必要があるときに使用しており、当該コップ使用の必要性はあると考えている。また、食器用洗剤及び食器用スポンジを工場に整備しており、毎日適宜の時間帯に当該コップを洗浄しているほか、受刑者が当該コップを使用する際は、その都度、任意ですすぎ洗うことも認めているなど衛生面で配慮している。
329	松江刑	R4. 7. 13	松江刑務所新営工事について、令和4年度は新しい居室棟・入浴場の建築が進んでおり、工事期間中は仮塀を設置し運用しているが、保安面や災害対策等について不安を残す状況にあり、これ以上工期が遅れないよう要望する。	新営工事については、施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
330	松江刑	R4. 7. 13	近年の気候変動等から、特に熱中症対策について、被収容者の健康面に影響を与えるような事案が発生しないよう早めの対策を要望する。	熱中症対策については「熱中症患者発生時の対応マニュアル」等を整備し、WBGT指数を確認し、暑さ指数が31℃以上の場合は運動の中止を、28℃から30℃の場合は、屋内運動への変更を口頭により指示するなど迅速に対応している。
331	松江刑	R4. 9. 21	被収容者が使用している寝具の布団乾燥については「天日干し」が原則となっているが、実際では布団乾燥機を使用し、定期的に布団乾燥が実施されていることから作業効率や施設の所在地における天候等から多様化する現代に沿った運用を図るべきであり検討されたい。	頂いた御意見を踏まえ、年間を通じて定期的に布団乾燥が実施できるよう運用方法を見直したところであり、今後も適切に管理できるよう取り組んでいく。
332	松江刑	R4. 11. 16	薬物指導において、当該指導を録画した「矯正指導VTR」を視聴して、その内容を確認したところ、映像中の薬物カウンセラーから「薬物をやめるとは言わない。」「使う、使わないは皆さんの決めること。」といった旨の発言があったが、このような発言は誤解を招くものであり、例えばカウンセリング技法であったとしても、誤解している被収容者がいることから、適切な指導プログラムを受講できるよう検討されたい。	薬物指導において、当該指導を録画した「矯正指導VTR」については、視察委員会の意見を踏まえ、録画内容を見直しており、今後も適切な指導に努めていきたい。
333	島根セ	R5. 3. 2	職員の資質向上、人権意識の高揚、パワハラ防止を	令和5年度においても、職員の資質向上や人権意識

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			囚の研修については、外部講師の招へいや外部講座の受講など研修を充実させるために必要な予算要求等の措置を令和5年度も採られたい。	の高揚、パワハラ防止を図る研修を行うとともに、研修を更に充実させるための必要な予算措置については上級官庁に要望する。
334	島根セ	R5.3.2	仮に不適切な発言等が認められた職員がいる場合には、適切な指導を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を採られたい。	仮に職員に不適切な発言等が認められた場合には、事実関係を詳細に調査し、原因・経緯等を明らかにした上で、職員に対し、指導や職員自身のケアなど、必要な措置を行っていききたい。
335	島根セ	R5.3.2	職場環境の充実を目指し、相談体制や各部署での環境改善に取り組んでいただきたい。	職場環境の充実については、各種相談制度やストレスチェックを活用するなどして、引き続き、職場環境改善に取り組んでいきたい。
336	島根セ	R5.3.2	職員と幹部職員（できればセンター長）との個別面談を実施されたい。	職員と幹部職員との個別面談は、現在、定期以外にも、必要に応じて実施しているが、センター長と職員の間談については、実施方法を含め、検討していききたい。
337	島根セ	R5.3.2	新型コロナウイルス感染症対策を今後も適切に執られるとともに、これに伴う行動制限を緩和する対策を執られるようお願いしたい。	今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等や新型コロナワクチンの接種状況などを勘案した上で、被収容者の各種対応の変更を検討していききたい。
338	島根セ	R5.3.2	新型コロナウイルスの影響のある中ではあるが、余暇活動に訓練生参加型の石見神楽等の文化的活動もできるような導入の検討を継続していただきたい。	令和4年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を執りながら訓練生参加型の石見神楽の文化的活動を行った。令和5年度以降も実施することを検討していききたい。
339	島根セ	R5.3.2	優遇菓子のメニューについて、定期的な変更及び内容について訓練生の要望を取り入れる取組を今後も続けられたい。	優遇菓子のメニューについては、毎月メニューを入れ替えており、受刑者の嗜好を踏まえて、今後もメニューを変更していききたい。
340	島根セ	R5.3.2	優遇菓子の上限金額について、物価上昇の現実を反映させ、上げることを要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
341	岡山刑	R5.3.15	今回の名古屋刑務所の件を契機として、二度と不適切な事案が発生しないよう対策を施していくことが肝要であり、映像資料等の調査を定期的に抜き打ちで行うことも必要である。	同種事案の再発防止については、これまで女子被収容者の収容区画のみを対象として監視カメラ映像記録を検証していたところ、男子被収容者の収容区画の廊下や保護室・静穏室、ウェアラブルカメラの映像記録についても抜き打ちで検証を実施する方法に改めた。
342	岡山刑	R5.3.15	職員の被収容者に対する接し方、態度について、改めて検討し直し、研修を重ねていくことが求められる。また、矯正施設は、ストレスの多い環境であると思われるので、個人が抱え込まず情報共有できる環境作り等、職員の立場に寄り添った対策も必要である。	若手職員を中心とした幹部職員による人権研修等を実施しているところ、今後については岡山市や弁護士会、その他官署による職員研修を実施し、人権を意識した処遇が当たり前にできる職員の育成に努める。また、職員のストレス緩和については、助言相談制度を活用し、情報共有できる環境作り等を進めるとともに、年次休暇取得を推進していく予定である。
343	岡山刑	R5.3.15	新型コロナウイルス感染症等の感染症は、あくまで外部から侵入してくるものであり、新規収容者や面会者の管理を徹底することはもとより、それ以上に職員は、被収容者と直接に接触する機会が多いだけにその感染対策は、より一層徹底していただきたい。	社会においては、令和5年3月13日からマスクの着用が任意となったが、政府・上級官庁から示された指針を踏まえ、職員の感染対策については、当所においては引き続きマスクを着用することとしている。また、換気、うがい、手洗い、手指の消毒といった基本的な感染症予防対策についても継続して実施していく。
344	岡山刑	R5.3.15	被収容者の新型コロナワクチン接種について、接種券がないと接種できないところ、住民票の置かれている実家等と疎遠になっている場合、接種券が入手できない等の問題がある。被収容者の健康に関わる問題であるので、接種券の有無に捉われている場合ではないことから、被収容者については、接種券を不要にするなどを現時点から検討していくことを求める。	新型コロナワクチンの接種について、被収容者に対しては、接種券を早くから入手するように指導しているとともに、毎月末には希望調査を行っているほか、接種する方法や接種券の入手方法等について相談を受ける機会も設けている。今後とも同ワクチン接種については、巡回接種医及び岡山市役所等と協力の上、滞りなく実施していく。
345	岡山刑	R5.3.15	歯科治療の実態については、岡山刑務所では歯科医師1人によって、週1回、2時間程度の実施であり、義歯作成希望者の平均待ち日数は140日程度、治療希望者の平均待ち日数は11日程度であり、治療は、歯科医師1人で5～6名を1時間に対応しているとのことであるが、待ち日数が長いことに加え、治療が1人10分程度で十分にできているか疑問と言わざるを得ない。 歯の健康は全身の健康につながるものであり、歯の痛みが一度出れば耐え難いものとなってしまふことを踏まえると問題ありと言わざるを得ない。担当歯科医等の人数の増強や設備の増設を実施し、歯科治療の充実を図るよう求める。	歯科治療時間は、被収容者1人につき、歯科医師が症状に応じて治療を完了と判断するまでの5分程度から1時間程度の時間で治療している。歯科治療を願っている被収容者の順番待ち日数は順調に減少傾向にあるので、治療行為及び治療時間に関しては十分であると考えている。また、歯の痛みが出た場合は、受持ちの工場又は居室担当職員からの情報提供に基づいて准看護師が状況確認を行い、症状に応じ優先的に歯科治療を受診させている。 なお、医師の増員や設備の増設等は、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
346	岡山刑	R5.3.15	眼科治療を申し出たにもかかわらず、約3年間様子見とされてきたとの意見があった。当該被収容者に十分な説明を行うとともに、もう少し早期の対応が必要ではなかったと思われるところである。同様の事態がないよう改善を求める。	当該被収容者からの目の不調に関する申出に対しては、当所医師や外部医療機関による診察を適時適切に実施しており、約3年間もの間、様子見とした事実は確認されなかった。 なお、今回このような申出があったことについては情報を共有し、被収容者に対してより丁寧な対応をし

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
				ていく。
347	岡山刑	R5. 3. 15	食事の内容について、被収容者の健康管理の観点から、十分に考慮して、管理栄養士によりメニュー作成がなされているところであるが、そうした趣旨が被収容者に伝わるような工夫を要望する。また、配膳等についての苦情、意見も多く出されるが、実際の配膳作業の様子を視察し、問題の生じる余地はないように見受けられたが、配膳等について、苦情が出されるかの観点から、日々の実態の検証を求める。	給食の献立等に対する意見や要望に関するアンケート結果を踏まえ、炊事工場の作業能力及び予算を考慮し、可能な限り、必要な栄養素を確保しつつ旬の食材を取り入れながら、毎月のメニューに、新メニューや人気の高いお楽しみメニューを組み込んでいる。そして、これらのメニューについては、「今月のひとくちメモ」と題して被収容者に閲覧させるメニュー表に記載してその趣旨等を周知していることから、引き続き、同様に取り組んでいく。 また、配膳については、引き続き公平な配食を確保できるよう、勤務職員において配食係受刑者の動静把握に努める。
348	岡山刑	R5. 3. 15	優遇集会における菓子類の価格制限についても、毎回多くの苦情がある。特に物価高騰により、支給されるお菓子等が実質的に目減りしている苦情は、令和4年度における物価高騰を考えると単なる不平不満の類とは片付けられないところである。被収容者にとって、食事と並んで数少ない楽しみの1つであるだけに、十分に意を用いられ、柔軟な対応を要望する。	優遇集会における菓子類の購入額については、平成19年5月30日付け法務省矯正第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」記5（2）において、「購入額の合計が500円を超えない範囲内において品名及び数量を定めること」と規定されているため、施設限りでの対応は困難であるので、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
349	岡山刑	R5. 3. 15	被収容者から、注文購入した成人向け雑誌の閲覧拒否の問題については、当該被収容者から岡山弁護士会に対して人権救済申立がなされ、同弁護士会からは、その閲覧拒否を判断する際には、令和元年12月17日付け所長指示第69号「自弁書籍等における矯正処遇の適切な実施の判断にあたっての検査基準について」のみならず、当該受刑者の個別処遇状況を考慮した上で判断するよう、それぞれ勧告がなされたところである。 成人向け雑誌の閲覧についても、毎回多くの意見提案がなされているところであり、上記勧告を踏まえての適切な対応がなされるよう求める。	自弁の書籍等の検査は、「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」（平成18年法務省矯正訓第3300号大臣訓令）に基づいて内規を定めているところ、「風俗上問題となる残忍又は卑わいなもの等を露骨に描写し、性犯罪を助長するもの」に該当する書籍等については、当該受刑者が閲覧することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあると判断した場合に、禁止、削除及び抹消の措置を講じているところ、それ以外の場合は原則として閲覧することを許可しており、引き続き、当該書籍等の内容と当該受刑者の特性を個別に判断し、適正な対応に取り組んでいく。
350	広島刑	R5. 3. 31	職員の受刑者に対する言動について不適切とされる意見が相当数見受けられることから、職員と受刑者間の適切な意思疎通に努めるとともに、受刑者に対しては適正な対応を執るよう望む。	本意見にあった職員の言動について、関係部署の職員に対し、聞き取りや報告書を提出させるなどして調査したものの、具体的事実の確認には至らなかった。しかし、委員会からの指摘に基づき、その都度、職員に対する注意喚起及び監督者による部下職員の指導の徹底について注意喚起しているところである。 なお、本意見を踏まえ、令和5年度においては、職員の人権意識向上のため、これまでの注意喚起にとどまらず、当事者意識・内面化を図る効果的な職員研修について検討・実施することとしている。
351	山口刑	R4. 4. 26	規律違反行為等が発生していない最優良、優良工場のみで映画視聴回数を決めるのではなく、他にも工場を評価する制度を考案し、総合的に映画視聴回数を決めることを要望する。	令和3年度においては、優良工場として評価する制度に基づき工場ごとに映画視聴回数に差があったが、視察委員会からの御意見を受け、優良工場の制度に頼らず、個々の受刑者の特性等に着目した処遇を進めることを念頭に置いて、令和4年度において優良工場制度を廃止した。
352	山口刑	R5. 2. 14	宇部拘置支所の収容業務停止については、山口県弁護士会と協議を行い、その意見を最大限尊重して決定されるよう要望する。	視察委員会から頂いた御意見については、上級官庁に報告する。今後も引き続き弁護士会に対しては、丁寧な説明を継続することとする。
353	岩国刑	R5. 2. 16	令和3年度に比較して令和4年度は迅速な診療の実施を求める意見が増加している。被収容者の意見・提案に真摯に耳を傾け、更なる迅速な診療実施の改善策を求める。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、診療実施にも影響が及んだが、緊急を要する病状には、迅速かつ適切に対応している。感染防止対策を講じ、近隣の医療機関の協力を得つつ、迅速な診療を実施する。
354	岩国刑	R5. 2. 16	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策及び感染拡大防止対策を継続されたい。	地域及び施設の感染状況に応じ、職員のマスク着用、消毒、換気等適切な対策を継続する。
355	岩国刑	R5. 2. 16	女性の就業が多い職業や出所後に求人の多い職業等、実効性に十分配慮して訓練科目を選定し、矯正局長の認可を得られるための努力を継続されたい。	各職業訓練の応募状況や充足率、社会情勢等を鑑み、拘禁刑施行に向け、受刑者の改善更生、社会復帰に直接的に関わる職業訓練について、上級官庁指導の下、検討を進めている。
356	岩国刑	R5. 2. 16	同性の内縁関係審査の改定をはじめ、性的少数者の実態を十分に把握し、可能な限り実情に即した対応を行い、あらゆる面において、性的少数者の権利が不当に制約されることがないよう配慮されたい。	内縁審査については、内規を改正し、同性のパートナーを内縁関係として認めた。 なお、性的少数者であることが判明している場合には、その特性に応じた配慮をしており、今後も適切に対応していく。
357	岩国刑	R5. 2. 16	名古屋刑務所で多数の刑務官から受刑者が繰り返し暴行及び暴言を受けていたことが明らかになったが、貴所においても同様の事態を発生させないよう被収容者の人権を尊重し、適切な処遇に努められたい。	名古屋刑務所事案を受け、所長から全職員対象に、矯正職員に課された責任の重さについて自覚させるとともに、職員不祥事根絶の意識に訴える研修を多数回実施し、同種事案防止対策を講じている。監視カメラ映像の確認等を継続するなどし、適正な処遇が行われているか検証を継続する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
358	美祿セ	R5. 3. 30	視察委員会が、不適切な言動を行ったとされる職員又は不適切な言動に関与した可能性があると考えられる職員に対して、直接確認を行えるよう検討いただきたい。	視察委員会に対して必要な情報提供として、職員と面接ができるように協力する。
359	美祿セ	R5. 3. 30	視察委員会が、不適切な言動が行われた日時・場所及び不適切な言動が行われた可能性のある日時・場所に関する監視カメラの内容を確認できるよう検討いただきたい。	視察委員会に対して必要な情報提供として、監視カメラの映像が保存されている限り、確認できるように協力する。
360	美祿セ	R5. 3. 30	視察委員会が、不適切な言動等に関する職員への確認及び監視カメラの内容の確認以外に必要な確認を求められるよう要望する。	視察委員会への情報提供にはできる限り協力する。
361	美祿セ	R5. 3. 30	視察委員会が、不適切な言動に関する確認を行った場合、その結果を踏まえ、施設に対して意見を述べられるよう要望する。	視察委員会からの御意見は当然ながら述べていただきたい。
362	美祿セ	R5. 3. 30	職員は、受刑者を呼ぶ際、「おい」「お前」と呼ぶのではなく、受刑者を一人の人間として人権を尊重する意識を持つよう要望する。	具体的な日時場所が特定されておらず「おい」等と呼んだ職員は確認できなかったが、職員に対し、受刑者と呼ぶ際は、姓や係名等適切な言葉を使用するよう職務研究会等の機会を通じ指導を徹底する。
363	美祿セ	R5. 3. 30	着替えが可能な時間帯に男性職員が女性職員に伴われて女性の居室棟を巡回してきた、同性の職員から入浴姿を見つめられたなどの意見があり、職務とはいえ、羞恥心への配慮を要望する。	異性職員による居室巡回では、着替え等の時間帯を考慮するなど被收容者の羞恥心に配慮を行いつつ、規律秩序維持のために必要な巡回視察等を実施しているが、御意見を踏まえて、改めて、異性が收容されている收容棟の巡回については、配慮が必要となることについて研修等の機会に周知する。また、入浴立会では全体を戒護し、必要もないのに1点を注視するなど疑念を持たれるような行動を取らないよう指導する。
364	美祿セ	R5. 3. 30	被收容者の死亡事案が発生した場合は、再発防止に具体的な対策を講じるべきか検討して視察委員会に説明するとともに当該事案に関するカルテや死亡診断書等の記録を確認できるよう要望する。	被收容者の死亡事案が発生した場合には、当センターの対応、再発防止策等について、視察委員会に対し、必要な情報提供を行う。 なお、各種記録の確認については、当該事案の内容に応じ、個別に判断することとしたい。
365	美祿セ	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症については、職員の感染はあったが、受刑者の感染は発生しておらず、引き続き感染防止策を行うとともに、感染原因を踏まえた必要な感染防止策を検討いただきたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、地域及び施設の感染状況を考慮し、必要な感染防止対策を継続することとする。
366	美祿セ	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症対策として、密集を避けるため図書コーナーの利用時間を制限しているが、時間ではなく人数を制限するなどの読書の機会を確保する方法を検討いただきたい。	ポストコロナに向けた取組を進めており、図書コーナーの利用時間を含めたセンター生の行動制限について、緩和することで検討を進めている。
367	美祿セ	R5. 3. 30	新型コロナウイルスのワクチンの接種の際に、過去のワクチン接種歴を確認できるよう若年受刑者については、家族から本人の母子手帳を送付させて施設で保管するよう検討いただきたい。	新型コロナウイルスのワクチン接種に際し、予診票において医師がワクチン接種の適否を慎重に判断している。また、16歳未満の接種は原則として保護者の同意が必要であることから、母子手帳を取り寄せる必要は認められない。
368	美祿セ	R5. 3. 30	令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行することから、受刑者の運動会等イベントの再開を検討いただきたい。	新型コロナウイルスの感染状況も勘案し、男子の運動会を5月19日に、女子の運動会を10月に予定している。また、その他の行事についても、再開する方向で計画している。
369	美祿セ	R5. 3. 30	若年受刑者処遇プログラムについて、再犯防止に有効であると考えられるので、対象者をさらに増やすよう検討いただきたい。	若年受刑者ユニット型処遇については、選定条件に該当するセンター生を順次編入しており、今後、対象者は増加する見込みである。
370	広島拘	R5. 3. 27	被收容者の死亡及びそれに準じる重大事案について、視察委員会が求めた場合、専門的知識を有する勤務医から直接説明を受ける機会を確保するよう求める。	被收容者が死亡するなどの重大事案が発生した場合には、視察委員会に対し、経緯、当所の対応等を説明するなど、必要な情報提供を行う。情報提供の在り方については、当該事案の内容等に応じ、個別に判断する。
371	広島拘	R5. 3. 27	被收容者の死亡及びそれに準じる重大事案について、視察委員会が医師の処置に問題があるとして専門的知識を有する外部の医師に委託する等、貴所以外の専門家の意見を聞くよう求めた場合、調査等を委託した上、それを報告するよう求める。	被收容者の疾病等については、当所医師のみならず必要に応じて外部専門医による診療等を含めて個別に必要な対応を行っており、仮に死亡に至った場合は、検察等の関係機関に通報し検視等の必要な対応が講じられているため、視察委員会の要望に基づく外部専門家への調査の委託は予定していないが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
372	広島拘	R5. 3. 27	被收容者の死亡及びそれに準じる重大事案について、視察委員会が外部専門家の意見を聞いてもなお、医療行為の適切性について判断できない場合、医療事故調査制度を利用して検証することを求める。	被收容者の疾病等については、当所医師のみならず必要に応じて外部専門医による診療等を含めて個別に必要な対応を行っており、仮に死亡に至った場合は、検察等の関係機関に通報し検視等の必要な対応が講じられているため、視察委員会の要望に基づく医療事故調査制度の利用については予定していないが、同制度を利用する必要がある医療事故が発生した場合には、本制度に基づき適切に対応する。なお、頂いた御意見については上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
373	広島拘	R5. 3. 27	令和3年に発生した被収容者の死亡事案については、新たに任用される勤務医において改めてカルテ資料を精査し、医療行為を含めた貴所の対応が適切であったかについて報告を求める。	左記の事案においては、死亡後に検視等により確認しており当所の対応に問題は認められず、新たに任用された医師において改めて精査はしない。
374	広島拘	R5. 3. 27	刑務官の被収容者に対するハラスメントを予防すべく、刑務官に対し、積極的にハラスメント防止対策等研修をするよう求める。	名古屋刑務所における暴行事案については、施設長により全職員に対して研修を実施した。そのほか、刑務官に対する被収容者へのハラスメント防止（人権擁護）研修については、採用直後の職員に対して実施する初任科研修をはじめ、全国の矯正施設における懲戒処分に関する公表事案について、その都度、全職員による職務研究会を実施しており、機会を捉えて同研修を行っている。
375	徳島刑	R5. 3. 30	貴所において、被収容者の資格取得のための試験の実施や他施設での職業訓練の希望が通るような働き掛けを行い、被収容者が資格を取得できるような運営を検討いただきたい。	当所において、独自で資格取得のための試験を実施すること及び他施設の職業訓練の選定基準について変更を求めることは困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。 なお、受刑者の就労上有用な資格等の取得は再犯防止に資するものであることから、引き続き、受刑者への周知や実施施設への積極的な応募など職業訓練の受講機会の拡大に努めていきたい。
376	徳島刑	R5. 3. 30	余暇活動について、テレビ番組・ラジオ番組等を自由チャンネルとすることや集会の菓子類を柔らかいものにするほか、集会菓子購入費用の引き上げ等について検討いただき、引き続き余暇活動を充実させていくことを要望する。	当所では、受刑者からアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえた上、テレビ番組については3つの放送局から自由にチャンネルを選択することとしており、ラジオ番組については居室にチャンネル選択のための設備がないためアンケート調査の結果を考慮して番組編成を行う対策をとっていることから、現時点において運用を変更する予定はない。 集会の菓子類は2種類から選択させているが、硬めの菓子・柔らかめの菓子が偏らないようにバランス良く菓子等を選定しており、購入費用についても、受刑者からの要望や価格上昇の現状等を踏まえ、すべての集会对象として基準金額上限（500円）まで引き上げを実施し、現在運用している。
377	徳島刑	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症の5類移行後も必要な感染対策を講じる必要があるため、引き続き、状況に応じた対策を継続していただきたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、感染法上の位置付けが5類に移行され、取扱いが大きく変わったところ、上級官庁からの指針に沿って適切な対策を行うとともに、当所は高齢者や持病を持った受刑者を多く収容していることから、基本的な感染対策は、これまでと同様に気を緩めることなく行っていく。
378	徳島刑	R5. 3. 30	施設の設置から50年近く経過し、老朽化が進んでいることから、塀の強度や施設の安全性・耐震性を懸念する声があり、必要な予算措置を講じるよう要望してきたが、特に見るべき進展がない。地域住民が不安を抱いているので、塀の強度や施設の安全性・耐震性に関して、耐震診断の実施と診断結果（今後実施する予定の診断結果含む。）の概要を地域住民に公開し、説明を受ける機会を設けられるよう要望する。	当所は昭和40年代に建築された建物が多く老朽化していることは事実であるが、担当技官により維持管理されており、適時、必要な修繕を行っている。 また、工事の計画を所管する上級官庁から、耐震改修等工事について一部予算措置があり、その結果等について、地域住民に対して説明を行うことを検討する。 頂いた御意見は上級官庁に報告する。
379	徳島刑	R5. 3. 30	人事面での配慮を含めて、刑務官の子女が地元の幼稚園、小学校及び中学校に通園通学することを推進するための取組を行うように要望する。	人事異動に当たっては、転入する職員全員に職員宿舎の利用の有無を確認して、世帯で入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学等を案内している。
380	高松刑	R5. 3. 7	職員研修においては、実効性のある方法を取り入れ一層の充実を目指すとともに、被収容者に対する説明等の在り方を考える機会を設けるなどにより、職員の意識向上等を図りたい。	各種研修の実施により、職員の人権意識等の向上に努めているところ、今後も、実効性が高められる研修方法等を検討の上、継続して実施していく。
381	松山刑	R5. 3. 27	貴所で発生した不在者投票に関する不適正処理事案に関し、徹底した原因の究明及び再発の防止を求める。	発生原因等について調査を行うとともに、不在者投票の実施要領等を定めた指示を发出するなど、再発防止の徹底に努めている。
382	松山刑	R5. 3. 27	貴所で発生した不在者投票に関する不適正処理事案以降の各種選挙において、不在者投票に関する被収容者への周知状況及び実施状況について、視察委員会に対する定期的な報告を求める。	令和5年4月9日投票の愛媛県議会議員選挙に係る当所不在者投票の周知及び同月6日の実施については、定められた内規等に基づき、適正に行ったところ、第1回視察委員会において報告を行った。また、引き続き、今後の各種選挙に係る不在者投票の周知状況及び実施状況についても、適時、視察委員会に対し、報告を行っていく。
383	高知刑	R4. 5. 20	被収容者に対し、食事に関するアンケートを実施しているが、アンケート結果が反映されるよう改善を検討されたい。	アンケート結果を踏まえた新メニューを献立表に明記し、工場の食堂内において掲示又は回覧することとした。
384	高知刑	R4. 7. 20	貴所では、定規の購入について、30センチメートルの定規だけが購入できることとなっているものの、筆箱に入るサイズではないことから、筆箱に入るサイズの定規が購入できるよう検討されたい。	自弁物品販売業者において、15センチメートルの定規についても取扱いがあったことから、令和4年9月から購入できるよう改めた。
385	北九州医	R5. 3. 24	衛生管理の観点から、休日明けには下着の洗濯枚数	令和5年4月から、休日に毎日更衣しても支障が生

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
	刑		の増加を要望する。	じないよう下着の所持枚数を増加したほか、洗濯枚数についても増加した。
386	北九州医刑	R5. 3. 24	居室用のタオルについて、手洗いで清潔な状態を維持することが困難であるため、定期的な洗濯を要望する。	居室用のタオルは、入浴時に浴場において、また、入浴後に居室において手洗いが可能であり、衛生上特段の支障は生じていないと認識している。
387	北九州医刑	R5. 3. 24	洗濯予定の事前告知に関する意見があるので対応を要望する。	工場就業者等については、計画表の掲示及び事前の告知等を行っているが、被収容者の特性に応じ、当日に介助係が告知しながら該当する洗濯物を回収し、また、洗濯実施日前日の夕方に放送告知を行うなどしている。
388	北九州医刑	R5. 3. 24	女区における布団カバー等の洗濯頻度を男区の洗濯頻度と同等に引き上げるように要請する。	令和5年4月から、女子被収容者に貸与している布団カバー等の洗濯頻度については男子被収容者の洗濯頻度と同様に変更した。
389	北九州医刑	R5. 3. 24	拘束具の締付けが強すぎる等の意見が届いているので、必要以上の強度とならないように十分に配慮されたい。また、拘束具の生地についての季節に応じた配慮と、洗濯頻度の増加を要望する。	摂食障害治療に係る医療上必要とされる拘束具の施用については、医師の指示により、抑制に伴う局所の圧迫による神経障害、循環障害の予防、また、身体拘束に伴う体動の制限からくる二次的障害の予防を徹底するなど、被収容者の身体に悪影響を及ぼすことのないよう、安全に行っており、また、定期的な拘束具の交換のほか、汚損時の交換、洗濯など衛生面にも配慮している。
390	北九州医刑	R5. 3. 24	拘束具使用時の体勢について、2時間ごとの体位変換では頻度が少なく、また使用緩和の時間が短いという意見もあるので、ストレス軽減のためにも配慮を要望する。	医療上必要な身体拘束時の体位変換については、褥瘡予防の観点からおおむね2時間おきに実施している。必要に応じて医師の指示により、抑制に伴う局所の圧迫による神経障害、循環障害の予防、また、身体拘束に伴う体動の制限からくる二次的障害の予防を徹底するなど、被収容者の身体に悪影響を及ぼすことのないよう、安全に行っている。
391	北九州医刑	R5. 3. 24	摂食障害の治療時に日光が射し込むのでカーテンを閉めてほしいとの要望があったため対応を要望する。	摂食障害治療時に身体拘束を伴う場合、身体を自由に動かすことができないことに鑑み、日光照射に係る要望について可能な限り対応しているところ、一般居室を利用して治療しているため、カーテンは設置していないが、照射を防ぐためにパーテーションを置き対応している。
392	北九州医刑	R5. 3. 24	入浴時間を現行より長くしてほしいという意見が複数あるので、長くするよう要望する。	入浴時間については、作業時間の確保及び限られた予算の適正な執行という観点からも規定時間の変更は予定していない。
393	北九州医刑	R5. 3. 24	休養中で入浴が制限される被収容者については、頭髮の清拭についての許可、もしくは、ドライシャンプーの回数の増加を要望する。	休養中で入浴が制限される被収容者については、頭髮の清潔保持のため、医師の指示によりドライシャンプーの使用及び使用回数を指定している。
394	北九州医刑	R5. 3. 24	清拭については、厳寒期でも居室で下着姿にて行うため、体調管理上、入浴場等の暖房の効いた場所で行うなどの配慮を要望する。	被収容者の状態を医師が判断し、必要に応じてエアコン等により温度を調節している。
395	北九州医刑	R5. 3. 24	被収容者から敷布団の綿が偏っていたり薄すぎたりして、腰や背中が痛くなる、寝づらく疲れも取れない、という訴えが届いているので敷布団の定期的な交換などの対応を要望する。	敷布団の交換頻度について、施設内で差が生じていたため、敷布団の在庫や予算状況等を踏まえ、今後は定期的な交換について検討する。
396	北九州医刑	R5. 3. 24	休養中の被収容者は、体調によっては入浴や洗髪が制限されるため、髪が伸びると不衛生になりがちであり、かゆみなどによるストレスも無視できないので調髪等の対応を要望する。	休養中の者の調髪は入浴が制限されるなどの理由から、医師の判断で身体状況に応じて調髪等を実施し、摂食障害などで健康状態が特に悪い休養中の者は、医療上問題がないか慎重に判断した上で実施している。
397	北九州医刑	R5. 3. 24	パワハラがあるとの訴えが複数届いており、パワハラは、労働環境の側面にとどまらず、コンプライアンスの問題の側面も有しており極めて重大な問題であることから、厳格な対応を要望する。	当所に対しても職員間のハラスメントがあるとの情報提供があったことから実情等調査したところ、ハラスメント認定に至った事案はなかった。 なお、当所におけるハラスメント対策としては、相談員を指名し周知しているほか、各種指示等を発出して注意喚起を図っており、また、全職員を対象にハラスメントに関するアンケート調査を実施し、その結果を幹部職員で情報共有し、監督機能を強化したことに加え、ハラスメント研修を実施し、各種ハラスメントの防止や風通しの良い職場環境の構築を図っている。
398	北九州医刑	R5. 3. 24	新設された看護課と従来からある保健課について、業務分担が明確でなく、職員の間で混乱が生じていると思われるので、円滑かつ効率的な業務遂行のため、ストレスない業務遂行のため、業務分担の明確化・合理化を要望する。	当所は、令和3年4月の組織改編により医療部看護課が設置され、看護師は全て看護課に配置換となり、所管事項も看護に関することに変更となったが、保健課の業務であっても看護師の補助を必要とする業務が存在することから、役割や業務範囲が明確になるよう、ミーティングの席上等において業務内容や担当者の役割等を詳細に説明し、業務分担の明確化や合理化を図っている。
399	北九州医刑	R5. 3. 24	夜勤時の仮眠時間がなく困っているとの意見が届いており、仮眠時間を設ける、設けられている仮眠時	昼夜勤務に従事する職員の休憩（仮眠を含む。）時間については、職員の健康及び業務能率を勘案し、法

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
			間に実際に仮眠が取れるよう運用を確保するといった対応を要望する。	令等により、1日6時間の休憩時間が設定され、当所においても規定通り確保しているが、矯正施設という特性上、夜間等に緊急事態が発生し、その対応に休憩時間等を割かなければならない場合もある。
400	北九州医刑	R5. 3. 24	ワークライフバランス推進のための勤務時間変更については、現行、事前（前日まで）に申請して許可を得る制度となっているとのことであるが、当日申請でも利用可能としてほしいとの意見が届いており、検討されたい。	ワークライフバランス（WLB）推進のための早出遅出勤務は、法令上、事前に割振権者が勤務時間を割り振り、勤務者に通知しなければならないことから、当日申請は適当とはいえない。
401	北九州医刑	R5. 3. 24	男区において勤務している女性看護師の業務に関し、M指標の男性被收容者の診察等からは担当を外され、男性看護師が担当している。女性看護師の仕事を理由なく制限することは問題であり、ジェンダーに配慮した改善を要望する。	M指標受刑者のなかには、粗暴性や衝動性が顕著に認められる者がいるため、女性看護師に限らず職員の安全確保を優先し、接触を制限する職員が生じる場合があるが、引き続き医療刑務所という特殊環境下において、すべての職員が勤務しやすい職場環境作りを努める。
402	福岡刑	R5. 2. 9	被收容者から職員の被收容者に対する言葉遣いについて、毎回多数の苦情が寄せられていることから、今後も職員研修の内容を充実させ、継続して研修を実施することを要望する。	今後も職務準則や内規に基づき、公平・公正な被收容者処遇を行うよう日頃から指導するとともに、服務や人権問題に関する研修、不適処遇防止の研修等を継続的に行っていく。
403	福岡刑	R4. 9. 1	被收容者から「薬を出してもらえない」、「医師に診察をしてもらえない」等の意見が毎回出されていることから、被收容者の人権侵害を防止するため、適切な医療を提供することを要望する。	被收容者から薬の処方又は診察の申出があった場合、看護師がその状況を確認した上で、医師に報告し、医師が薬の処方及び診察について要否を判断して適切に対応している。
404	福岡刑	R4. 12. 12	被收容者からの意見・提案書の内容に誤字脱字等が多く、理解できない点があるため、被收容者に対し、同意見・提案書の記載要領に係る書面での周知を要望する。	視察委員会が作成した意見・提案書の記載要領に係る書面を運動場等に掲示することとし、被收容者に周知した。
405	福岡刑	R5. 2. 9	被收容者から、し好品の種類、食事の内容等について、希望が多数寄せられていることから、可能な限りの対応を検討されたい。	し好品の選定については、令和5年1月に内規を改正し、飲料類及び菓子類のセットを2パターン準備し、選択できるよう改めた。また、食事については、予算の範囲内で栄養バランスを考慮し、毎月1品以上、新献立を導入するなど、検討する。
406	福岡刑	R5. 2. 9	休日の横が時間について、感冒対策期間外は午後1時から午後3時までの時間帯のみ許可されているものの、法的根拠が不明確であることから検討されたい。	休日の横が時間は、社会復帰に向けて規則正しい生活を送らせる等の目的から時間帯を定めているところ、今後、視察員の意見を踏まえて柔軟に検討していく。
407	福岡刑	R5. 3. 24	支所視察は、3日間の時間的な拘束を受けるにも関わらず、委員手当が支給されないことから、会議の回数を増やし、支所視察日に会議を開催するなど検討されたい。	予算上、委員手当の支給は年6回の会議開催を想定していることから、支所の視察については、日程等を調整する方向で検討する。
408	麓刑	R5. 3. 24	被收容者の死亡事案において、死亡推定時刻から職員が異変に気付くまで時間を要した事案があったことから、巡回の際の確認事項や引継ぎ方法等について改善されたい。	夜間巡回時の被收容者の動静確認については、実務に則した具体的な場面を想起させる研修を地道に繰り返し、被收容者の異変を察知するスキルの上昇を図る等、被收容者の異変をいち早く察知できる体制を構築していく。
409	麓刑	R5. 3. 24	被收容者に対して、威圧的言動、理由のない差別、無視、差別的言動等、個人の尊厳を踏みにじるような言動は許されないことから、具体的な改善策を検討されたい。	被收容者の理解度や精神疾患等に応じた適切な指導ができるよう各種研修を実施しており、人権意識の向上を踏まえたより効果的な意識改善に努めていく。
410	麓刑	R5. 3. 24	面会申込の集中による面会時間の短縮は、家族とのコミュニケーションの機会の制限を正当化できるものではないことから、改善されたい。	面会申込が集中した場合にすべての面会で30分以上の面会時間を確保すると、立会職員の配置や閉庁時間の延長等、施設運営上支障を生じることにつながるから、やむを得ず面会時間を短縮せざるを得ない場合がある。
411	麓刑	R5. 3. 24	新型コロナウイルス感染症の流行から面会室の使用制限がされているところであるが、面会室増設の予算措置の見込みも立たない現状にあることから、面会室の利用制限について改善されたい。	新型コロナウイルス感染症防止策として、アクリル板等が設置されている面会室のみを使用していたが、5類移行後、感染防止策を講じた上で可能な限り制限を緩和し、全ての面会室の使用へ向けた検討を重ねていく。
412	長崎刑	R5. 3. 27	自弁購入以外の眼鏡の修理・調整については、指定事業者による修理・調整を認めず、一旦親族等への交付をしてから対応を求めていたとのことであるが、信書等の外部交通、刑務作業での安全性、資格取得の場面で支障になり得るため、改善を求める。	自弁購入以外の眼鏡についても、指定事業者による修理を認める取扱いに改めた。
413	長崎刑	R5. 3. 27	作業場の照明はLED照明となっているのに、居室の照明は蛍光灯のみで暗く、居室の面積に対しても数も少ないとのことであるが、信書等の外部交通、読書による自己実現及び資格取得等の社会復帰の場面で支障になり得るため、改善を求める。	居室の照明設備は蛍光灯であるところ、仕様変更に基づくLED照明への交換について、上級官庁に予算要求を行っている。
414	大分刑	R5. 3. 24	眼鏡の修繕やレンズ交換は、指定事業者で購入した眼鏡以外でも応じるように、指定事業者と交渉された	指定事業者以外の眼鏡の修繕やレンズ交換について、修理やレンズ交換を行う取扱いができないか再

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			い。	度、指定事業者に働き掛けたい。
415	大分刑	R5. 3. 24	貴所内に設置される提案箱の配置については、監視カメラとの位置関係などから、意見・提案書の作成・投入に関して心理的妨げにならないように配慮されたい。	所内に設置された提案箱の配置について、体育館については配置を見直したところであるが、他の配置箇所についても、作成・投入に関して心理的妨げとなっていないか再確認を行いたい。
416	大分刑	R5. 3. 24	冬季における受刑者による手袋・軍手等の手指に関する防寒具の利用を広く認めるよう検討されたい。	冬季における受刑者の手袋・軍手等の防寒具の利用について、運用を拡大できないか検討することとした。
417	宮崎刑	R5. 3. 30	面会室において、エアコンの稼働、新型コロナウイルス感染症対策のための通話口の封鎖等により適切な意思疎通が困難な状況となっているので、通話マイクの品質向上等を検討されたい。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、面会室通話口を目張りし、空気の循環を抑制していたところ、現下の感染状況に鑑み、同日張りを取り外した。
418	宮崎刑	R5. 3. 30	回収した意見書において、部屋・風呂等における衛生面について指摘があるので、可能な限り衛生管理を向上させるよう要望する。	定期的に寝具の天日乾燥、居室置の戸外での風通し、廊下、浴場等の清掃、居室備付け物品についても必要に応じ修理交換を行っており適正な衛生状態を保っているところであるが、引き続き衛生状態の管理に努める。
419	宮崎刑	R5. 3. 30	本所の老朽化について、引き続き上級官庁に対し要望を出すなどして、環境を整えるよう要望する。	施設限りで対応できる事柄ではないところ、被収容者の居住環境並びに職員の仕事環境の向上を図るため、必要に応じた修繕計画を作成し、上級官庁に要望することとしている。
420	宮崎刑	R5. 3. 30	被収容者に対し、引き続き視察委員会や提案箱の存在及び同委員会が被収容者との面接もを行っていることを周知するよう要望する。	視察委員会の設定目的、意見書の投かん要領、面接希望の申出等について、従前から刑執行開始時指導時に説明しているところ、今後は、同指導カリキュラムに視察委員会に関する周知について、明記する。
421	宮崎刑	R5. 3. 30	被収容者より、職員の言葉遣いが荒い、職員に挑発される、担当職員による差別がある等の申出が続いているので、引き続き職員の態度について注意を図るよう要望する。	被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行について、引き続き定期的な職員研修・教育を通じて、職員の人権意識の喚起・高揚に努める。
422	宮崎刑	R5. 3. 30	新型コロナウイルス感染症への対応が緩和されるころ、施設内における対応の変更について、適切に検討されたい。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、水際対策には引き続き留意するとともに施設所在地の感染状況を勘案し、また医学的知見を踏まえながら必要な対策は講じていく。
423	宮崎刑	R5. 3. 30	自弁購入物品の価格、品質等について指摘があったので、自弁物品について柔軟かつ適時検討されたい。	自弁物品購入の指定事業者として、矯正局において適正に選定された事業者が指定されており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、施設限りで対応できる事柄ではない。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
424	鹿児島刑	R4. 11. 28	優遇集会におけるし好品について、「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」において、1回の購入金額が消費税を含めて500円を超えない範囲で品名及び数量を定める旨規定されているところ、近年の物価高騰等も踏まえ、受刑者の処遇改善を目的として、購入金額の増額を検討されたい。	本件については、通達で規定されており、当所のみでは対応できない事項であることから、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
425	沖縄刑	R5. 3. 16	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、貴所においても、障害者の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を要望する。	障害を持つ受刑者が就業する工場をバリアフリー化するなど同法に基づいた環境の整備をしている。
426	沖縄刑	R5. 3. 16	刑務所内でのいじめ事案が生じないように配慮するとともに、いじめ事案が発生した場合には、速やかに適切な対処を行うよう要望する。	いじめを受けているとの申出があった場合は、速やかに本人や同室者等から事情聴取をしたり、担当職員から事実の確認を実施するなどの対応を行っている。本人から申出がない場合もあるので、巡回の際に注意して視察を行ったり、居室検査時に私物等の破損状況等を確認するなどし、早期発見できるよう努めたい。
427	沖縄刑	R5. 3. 16	物品の購入数量の制限には、必ずしも合理的とは思われないものが含まれていることがあるため、合理性が認められないものについては運用を見直すことを検討されたい。	物品の購入数量の制限については、規定の範囲内において検討し、見直すべきものがあれば指定事業者と協議して対応していきたい。
428	沖縄刑	R5. 3. 16	欧米ではデンタルフロスやデンタルリンスを使用することが一般的であるが、外国人被収容者に対し使用が可能か検討されたい。	自弁物品の品目は訓令で定められており、施設限りで対応できる事案ではないので、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
429	沖縄刑	R5. 3. 16	被収容者の食事に関して、相応の満足感が得られる食事の提供がなされるよう、適切に対応を要望する。	決められた予算内で必要な栄養量を確保するため、被収容者の意見を考慮しつつ献立を作成するよう努める。
430	沖縄刑	R5. 3. 16	貴所では運動時間が1日30分となっているが、法律上は30分は飽くまで最小限度の時間であることから、30分にこだわらない運用について検討されたい。	運動時間を延長すると、1日の動作時間に影響を及ぼすおそれがあることから、現在の運営状況では困難であるが、できる限り長時間の運動時間を確保できるような運営を検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
431	沖繩刑	R5. 3. 16	刑務作業の配置や作業時間について、公平性を欠く運用がなされないよう配慮するよう要望する。	刑務作業に関して、個々の受刑者の能力等に応じて、適性にあった作業を指定している。作業時間に関しては、新型コロナウイルス感染症により、一部の工場を就業停止させた際も、居室内において、安全衛生教育等を実施した。
432	佐少刑	R5. 3. 29	新型コロナウイルス感染症については、適切な感染症対策を行いながらも被収容者の人権に最大限に配慮し、被収容者に対する適切な処遇を行っていくことを求める。	新型コロナウイルス感染症対策については、今後も被収容者の人権に最大限に配慮し、適切な処置を行っていく。
433	佐少刑	R5. 3. 29	職員に対し、実践的な研修等を通じて定期的・継続的な指導及び教育を行っていき、恒常的な被収容者に対する人権意識及び遵法精神の向上を求める。	職員に対しては、機会を捉えて実践的な研修等を実施し、今後も被収容者に対する人権意識及び遵法精神の向上を図る。
434	佐少刑	R5. 3. 29	視察委員会の活動について、被収容者へ広く周知徹底していくよう求める。	令和5年度の視察委員会を通じて、どのような周知方法が適切か話し合いの場を設ける予定である。
435	福岡拘	R5. 3. 31	平成30年度から引き続き、全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を求める。 また、空調設備を設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつその使用時間を延長することを求める。	予算措置等も必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は、上級官庁に報告する。
436	福岡拘	R5. 3. 31	平成30年度から引き続き、全居室に温湿度計等を設置して、温度等の管理を徹底することを求める。	居室棟においては、担当台付近や廊下に温度・湿度計を設置し、温度等の管理を徹底しており、現状において温度管理に支障は生じていない。
437	福岡拘	R5. 3. 31	一年を通し、休庁日において、受刑者が横が（午睡）できるよう見直されたい。また、受刑者以外の被収容者に対する横が制限についても見直されたい。	意見等を踏まえ、福岡拘置所及び小倉拘置支所の被収容者が、休庁日において、人員点検及び食事以外の時間帯に横ができるよう検討する。
438	福岡拘	R5. 3. 31	被収容者が売店で購入する物品にも消費税が加算されているにもかかわらず、依命通達における食料品及び飲料又はし好品の自弁購入の合計額には、消費税分が加算されていない点について、令和3年度から引き続き、上級官庁に対し、上記通達の改正を求めるなど対応されたい。	同通達の金額は、上級官庁が社会情勢等を総合的に勘案して定めているため、施設限りで対応できる事柄ではないことから、御意見は、上級官庁に報告する。
439	福岡拘	R5. 3. 31	係属中の裁判に係る証拠等を裁判所に送付しようとしたところ、証拠の一部を削除されたとの被収容者の意見について、個別に判断しているとのことであるが、被収容者の裁判を受ける権利や信書を発信する自由を侵害しないように留意されたい。	施設の保安上重大な支障を生じる情報が社会に流通しないよう制限をすることがあることは理解していただき、引き続き、被収容者の人権を不当に侵害しないよう関係法令に基づいて適正な施設運営を行っていく。
440	福岡拘	R5. 3. 31	弁護士会宛での人権救済申立書の送付に関して、発信通知制限外での発信が認められていないとの被収容者の意見について、被収容者が自己の権利の救済を外部機関へ求める手続であることに鑑み、個別判断ではなく、原則として、通数外として取り扱うように改められたい。	被収容者の不利益とならないよう個別に判断しており、引き続き、被収容者の権利を不当に制限しないようにする。
441	福岡拘	R5. 3. 31	管理運営上の理由から、被収容者に所持を許可する写真の大きさに基準を設け、差入れできる写真のサイズについてもそれに沿ったものとしているという運用について、一般社会において、さらに大きなサイズの写真や絵又はそれらのコピーを使用する頻度は決して少なくないこと、また、管理運営上、規定より大きい写真等の場合における検査への支障などの弊害が大きいとはいえないことなどから、上記運用を改められたい。	職員による写真の検査及び被収容者による写真の保管において破損等を生じさせないため、サイズの基準は設けているものの、個別に判断して必要な措置を講ずるなどの、柔軟な対応を行っている。
442	福岡拘	R5. 3. 31	被収容者が不服申立てを行うことや、着色レンズを使用していることのみを理由として、単独室に收容することはないとのことであるが、引き続き、そのような不利益な取扱いがなされないよう留意されたい。	被収容者が不服申立てをしたことを理由として、また、着色レンズを使用していることのみを理由として、その者に対し不利益な取扱いをすることはないが、引き続き留意する。
443	福岡拘	R5. 3. 31	視察委員会宛での意見・提案書の用紙について、複数の意見・提案を希望する被収容者に対しては、複数枚の用紙を交付することも検討されたい。	複数の意見・提案を希望する被収容者に対しては、同用紙を書き終えた際に新たな同用紙を交付しているが、そのことによる不利益や、2枚同時に記載する必要性も認められないことから、現行のままとしたい。
444	福岡拘	R5. 3. 31	視察委員会宛での意見・提案書の提出方法を尋ねたところ、職員から内容を詮索され、問い詰められたとの被収容者の意見について、福岡拘置所からは、視察委員会宛で意見・提案書について、職員がその内容を詮索することはないとのことであるが、引き続き、そのような詮索がなされないよう留意されたい。	意見に係る事実については認められなかったものの、意見を踏まえ、改めて被収容者の権利を不当に制限しないよう職員に対する監督指導をし、関係法令に基づき適正な施設運営を行う。
445	福岡拘	R5. 3. 31	弁護士等宛てに発信する信書について、被収容者が法的な問題を弁護士等と自由かつ秘密に通信する権利、ひいては裁判を受ける権利を侵害するものであるから、特別の事情がない限り内容の検査をしてはならず、封がされていた場合は開封させることなく発信させるべきであり、上記運用を改められたい。	弁護士宛てに信書の検査に当たっては、当該信書に該当することを確認するために必要な限度において行うことを徹底しているが、弁護士宛ての発信について、封かんされている場合には同検査ができないため、当該被収容者に開封させた上、法に基づき検査を実施している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				なお、当該被収容者が拒否した場合には、職員が開封し、検査を実施している。
446	福岡拘	R5. 3. 31	夏季処遇期間中以外においても、入浴日以外に身体清拭等の身体の洗浄の機会を柔軟に認めるように改められたい。	夏季以外においても身体清拭等の身体の洗浄の機会を認めることについては、示達される予算の事情を踏まえた上で対応する。
447	福岡拘	R5. 3. 31	性同一性障害を訴える被収容者から、自己の性自認に応じた対応がなされていない旨の意見があったことに鑑み、被収容者に対し、入所時に書面でLGBTに関する質問を行ったり、施設内への掲示や生活の心得等でLGBTに関する申告について周知したりするなどして、一層の対応に努められたい。	性同一性障害を有する被収容者の把握や、被収容者の性自認に応じた対応が適切になされるよう努めたい。
448	福岡拘	R5. 3. 31	信書の発受に当たり、過去の信書の発受の記録等から、相手方が親族であることが明らかな場合にまで疎明書類を過度に要求しないように留意されたい。	必要に応じ、疎明書類の提出を求めており、過度に要求することはない。
449	福岡拘	R5. 3. 31	被収容者から、土日にちり紙がなくなっても、職員が対応してくれず、鼻をかむこともできず、トイレにも使うためトイレにも行けなかったとの意見に鑑み、引き続き、上記のような職員の対応がないように留意されたい。	事実関係については確認できなかったものの、意見に関して職員に情報共有し、被収容者処遇に適正を欠くことがないようにする。
450	福岡拘	R5. 3. 31	被収容者が自弁購入・差入れされた菓子類の宅下げを一律に認めない運用をしているが、相手方が親族である場合は、法令に反する疑いがあり、また、相手方が親族以外の場合も、必ずしも規律及び秩序を害するおそれがあるとは言い難いため、上記運用を改められたい。	菓子類については、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第41条に基づき、被収容者が自弁のものを摂取したい旨の申し出をした場合に刑事施設の長が許可するものであることから、この法の趣旨に基づいて個別に判断したい。
451	福岡拘	R5. 3. 31	死刑確定者に対し、運動、宗教上の行事等その他一切において集団処遇を認めていないが、法には死刑確定者に関し心情の安定が得られるように留意すること、心情の安定のために有益と認められる場合には死刑確定者相互の接触を禁止していないことなどから、少なくとも集団処遇を希望する死刑確定者に対しては、部分的にでも集団処遇を導入することを検討されたい。	当所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第4条第1項第2号により、死刑確定者その他の法的地位の被収容者との集団処遇は実施していない。また、同法第36条第3項により、死刑確定者同士の集団処遇を行うことは可能であるが、集団処遇を実施した場合、死刑が執行されれば、集団全体の心情が極めて不安定となりやすく、また、集団処遇に欠席した場合であっても、心情が不安定になるおそれがあることから、死刑確定者の集団処遇の実施は、慎重に判断している。
452	福岡拘	R5. 3. 31	令和4年度、熱中症対策及び新型コロナウイルス対策が重なって、夏中（7月～9月）の戸外運動がほぼ全て中止となってしまいう事態になったため、基準を緩和したとのことであるが、引き続き、戸外運動が全面的に中止となることがないように柔軟に運用するよう努められたい。	戸外運動は、被収容者が心身の健康を保持する上で大変重要であると認識しているため、感染防止上等やむを得ない場合を除き、引き続き、できる限り実施するようにする。
453	福岡拘	R5. 3. 31	不定期に給食の嗜好調査アンケートを実施しているとのことであるが、例えば味付けに関する集計結果が異なっているなどの傾向がみられることなどから、計画的に実施するよう努められたい。	1年に1回程度、計画的に嗜好調査アンケートを実施する。
454	福岡拘	R5. 3. 31	給食の献立表を、回覧以外に、支障のない範囲内で、運動場や工場に掲示するなど検討されたい。	毎月の献立表については、被収容者に対する回覧以外に、居室棟及び工場に掲示をしている。
455	福岡拘	R5. 3. 31	訓令や依命通達からすれば、信書のコピー（複製）はあくまで抹消をする場合にのみ認められるのであって、指導だけにとどまる場合にコピーし、これを保管することはこれらの訓令、通達に違反する疑いがあり、必要性が高いとまではいえないことなどから、そのような運用は改善されたい。	信書の発信指導については、当該被収容者に苦情や不満を生じやすいものであるため、後刻、当該被収容者からの不服申立て等に対し、同指導が適正な職務であることを担保する必要があることから、一定期間、当該信書の写しを同指導の記録の一部として保管している。
456	福岡拘	R5. 3. 31	死刑確定者が、教諭師と行う信書の発受については、個別に発受の許否を判断するとのことであるが、死刑確定者の外部交通を不当に狭く解することがないように留意されたい。	死刑確定者に保障されるべき権利を制限せず、精神的に孤立させることにならないよう、関係法令に基づき、より慎重に許否の判断をする。
457	福岡拘	R5. 3. 31	信書作成の筆記用具として、原則、黒又は青ボールペンとしている運用について、被収容者にとってシャープペンシルは、書き間違え等の場合に消せるというメリットがあり、また、実際、他の刑事施設で認められているところもあるとのことであるから、上記運用を定めた信書の作成要領の改定を検討されたい。	信書の作成に鉛筆やシャープペンシルの使用を認めた場合、信書の検査時において、職員が法令に定める抹消等の手続によらず、当該信書の一部を勝手に消去したなどの疑念を抱かれるおそれがあることから、原則として、ボールペンとしている。